

2015年6月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド
(香港上海銀行)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)

2018年1月17日満期

早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債

(K L a b 株式会社)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）2018年1月17日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（KL a b株式会社）（以下「本社債」といいます。）の2016年1月17日以降の利払日における利率および利息の金額ならびに2015年10月17日以降の利払日における早期償還額は、KL a b株式会社の株価水準により決定され、また、本社債の満期償還はKL a b株式会社の株価水準によっては、対象株式および（もしあれば）現金調整額の交付をもって行われることがありますので、本社債はKL a b株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項 1. 利息」および「第一部 証券情報 第2 売出要項 2. 償還および買入れ」をご参照ください。

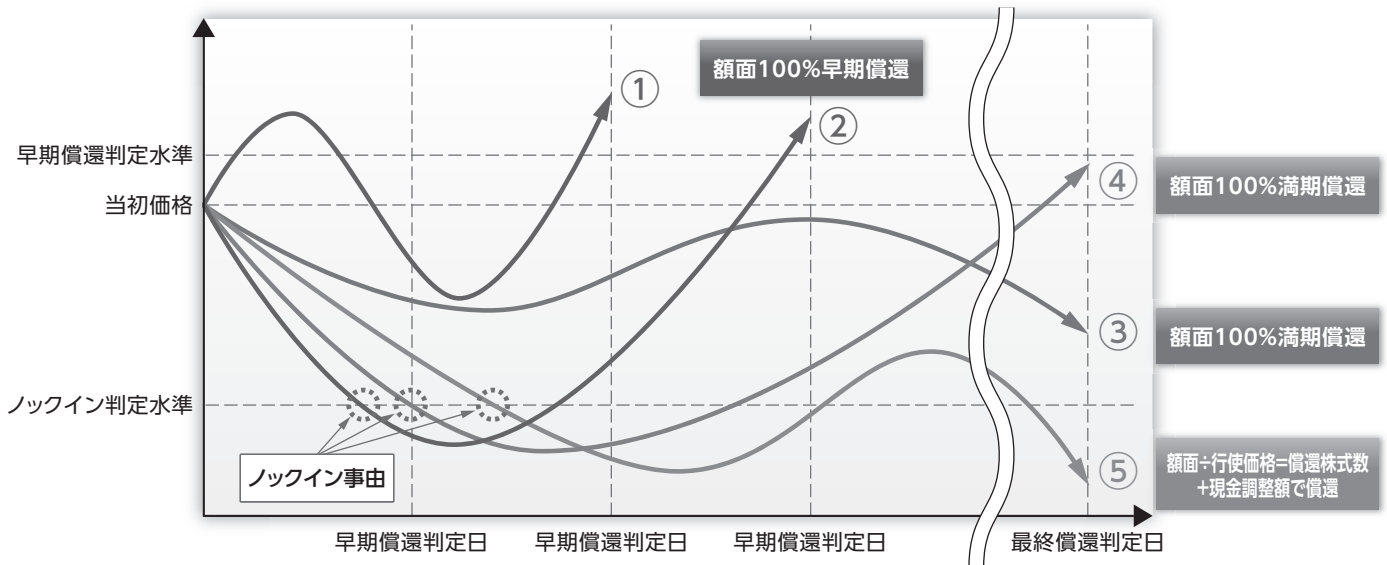
なおKL a b株式会社につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 < 当初価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「売出社債のその他の主要な事項」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<KLab (3656 JT) 参考株価動向>



出所: Bloomberg、2011年9月27日から2015年6月12日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(KLab株式会社(銘柄コード:3656 JT))の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません)。

<想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間におけるKLabの株価の想定最大下落率(期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません)は、以下の通りです。

観測期間	期間	KLab株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/6/1~2015/5/29	2年	2,273.00	525.00	-76.91%
2012/12/3~2015/5/29	2年半	2,273.00	390.00	-82.85%
2012/6/1~2015/5/29	3年	2,273.00	390.00	-82.85%

本債券の満期償還時におけるKLabの株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に82.85%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して82.85%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。KLabの株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額(もしあれば)の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額(円)	想定損失額(円)
0%	500,000	0
-10%	450,000	-50,000
-20%	400,000	-100,000
-30%	350,000	-150,000
-40%	300,000	-200,000
-50%	250,000	-250,000
-60%	200,000	-300,000
-70%	150,000	-350,000
-80%	100,000	-400,000
-90%	50,000	-450,000
-100%	0	-500,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてKLabの株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるKLab株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時におけるKLabの株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に82.85%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して82.85%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額はKLabの株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	26-外24-10
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月22日
【会社名】	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン (Peter Wong Tung Shun, Deputy Chairman and Chief Executive)
【本店の所在の場所】	香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番 (1 Queen's Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神 田 英 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【事務連絡者氏名】	弁護士 芦 澤 千 尋 弁護士 梶 原 俊 史 弁護士 嶋 村 尚 子
【連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	300,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年6月4日
効力発生日	平成26年6月12日
有効期限	平成28年6月11日
発行登録番号	26-外24
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外24-1	平成27年2月6日	810,000,000円	該当なし	
26-外24-2	平成27年5月8日	300,000,000円	該当なし	
26-外24-3	平成27年5月11日	300,000,000円	該当なし	
26-外24-4	平成27年5月15日	1,950,000,000円	該当なし	
26-外24-5	平成27年5月22日	1,421,000,000円	該当なし	
26-外24-6	平成27年6月1日	510,000,000円	該当なし	
26-外24-7	平成27年6月5日	300,000,000円	該当なし	
26-外24-8	平成27年6月17日	500,000,000円	該当なし	
26-外24-9	平成27年6月19日	5,810,000,000円	該当なし	
実 績 合 計 額		11,901,000,000円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 488,099,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実 績 合 計 額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	45
第二部 公開買付けに関する情報	46
第三部 参照情報	47
第1 参照書類	47
1 有価証券報告書およびその添付書類	47
2 四半期報告書または半期報告書	47
3 臨時報告書	47
4 外国会社報告書およびその補足書類	47
5 外国会社四半期報告書およびその補足書類ならびに外国会社半期報告書およびその補足書類 ..	47
6 外国会社臨時報告書	47
7 訂正報告書	47
第2 参照書類の補完情報	47
第3 参照書類を縦覧に供している場所	48
第四部 保証会社等の情報	49
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	51
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	53

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行） 2018年1月17日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（KL a b株式会社） （以下「本社債」という。）（注1）
売出券面額の総額または売 出振替社債の総額	300,000,000円（注2）
売出価額の総額	300,000,000円
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名 称	株式会社SBI証券（以下「売出人」という。） 東京都港区六本木1丁目6番1号
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	500,000円（以下「額面金額」という。）
利 率	(1) 2015年7月17日（その日を含む。）から2015年10月17日 （その日を含まない。）まで： 額面金額に対して、年11.00% (2) 2015年10月17日（その日を含む。）から満期日（その日を含 まない。）または（場合により）早期償還日（その日を含まない。） まで： (i) 関連する判定日（下記に定義される。）における対象株式 （下記に定義される。）の終値（下記に定義される。）が、利率判 定価格（下記に定義される。）と等しいかそれを超えると計算代理 人（下記に定義される。）が判断した場合： 額面金額に対して、年11.00% (ii) 関連する判定日における対象株式の終値が、利率判定価格未 満であると計算代理人が判断した場合：

	額面金額に対して、年 0.10% (注3)
償還期限	2018年1月17日(注4)
摘 要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社のメディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「プログラム」という。)に基づき、2015年7月16日(以下「発行日」という。)に、発行会社により発行され、かつ、2014年3月12日付約束証書(以下「約束証書」という。)により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2015年3月12日付募集目論見書(その後に発行された補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。)および本社債に係る補足条件書(以下「補足条件書」という。)に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は300,000,000円の予定である。本書において、「円」は、日本国の法定通貨である日本円をいう。

(注3) 本社債の付利は2015年7月17日より開始する。

(注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2015年6月22日から2015年7月16日まで
申込単位	500,000円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店および営業部店(注1)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	受渡しは2015年7月17日に行う。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。

(注2) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。)、米国のいずれかの州の証券法またはその他の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、または米国人に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の勧誘または売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合または米国証券法の登録義務の免除もしくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国もしくはその属領内において、または、米国人(United States Person)に対して、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含む。)およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「受渡障害事由」とは、

満期償還日において、発行会社が本社債に基づく償還株式数の受渡しを行うことができないまたは受渡しを手配することができないと計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で

	決定した場合で、かかる受渡不履行が対象株式の市場における流動性の欠如による場合をいう。
「営業日」とは、	東京において商業銀行および外国為替市場が開業しており、かつ支払決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「終値」とは、	東京証券取引所が公表する、関連する日における東京証券取引所の判定時における対象株式の日本円での価格をいう。当該価格は、参照レベル調整事由が発生した場合に調整される。
「合併日」とは、	ある合併事由（下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。）のクロージング日を意味する。当該合併事由に適用される現地法に基づきクロージング日を決定できない場合は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定するその他の日を意味する。
「関連取引所」とは、	対象株式に関連する先物取引またはオプション取引の市場全体に重大な影響を有している（計算代理人が決定する。）各取引所または相場システムをいう。
「計算代理人」とは、	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドをいう。
「現金調整額」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1） 満期における償還」に定義される。
「公開買付日」とは、	公開買付事由（下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。）に関し、適用ある保有割合基準を満たす量の議決権付株式が実際に買付けられ、その他取得された日（計算代理人が決定する。）をいう。
「行使価格」とは、	当初価格に行使レベルを乗じた金額（小数点第3位を四捨五入する。）をいう（当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）。
「行使レベル」とは、	100.00%とする。
「交付費用」とは、	計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、譲渡人より該当する保有者に対する償還株式数の購入もしくは譲渡、交付またはその他処分によって生じるまたは関連するすべての費用、税金、負担および／または支出（印紙税、印紙保留税および／またはその他費用、負担または税金を含む。）をいう。
「最終価格」とは、	最終判定日における対象株式の終値をいう。
「最終判定日」とは、	満期償還日に係る判定日をいう。
「参照レベル調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。
「市場障害事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。
「障害日」とは、	東京証券取引所または関連取引所が通常の取引のために開設ができないまたは市場障害事由が生じた予定取引日をいう。

「償還株式数」とは、	下記「2. 償還および買入れ (1) 満期における償還」に定義される。
「潜在的調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
「早期終了額」とは、	裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め（スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。）を解消する際に発行会社に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）とする。
「早期償還額（税務）」とは、	裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め（スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。）を解消する際に発行会社に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）とする。
「早期消滅決済額」とは、	計算代理人の決定（かかる決定は、計算代理人の単独かつ絶対的裁量でなされる。）により、本社債の消滅の代償としてその状況において公正な金額を意味する。
「対象株式」とは、	K L a b 株式会社 の発行済み普通株式（証券コード：3656）をいう。
「追加障害事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (9) 追加障害事由」に定義される。
「当初価格」とは、	当初価格決定日に計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した、対象株式の当初価格決定日における終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2015年7月17日をいう。当初価格決定日が予定取引日に当たらない場合には、当初価格決定日は障害日ではない翌予定取引日とする。ただし、予定した当初価格決定日の直後2予定取引日が連続して障害日の場合はこの限りではない。この場合、(1) 予定した当初価格決定日の直後の2予定取引日目の日を、当該日は障害日であるが、当初価格決定日とみなし（以下「みなし決定日」という。）、(2) 計算代理人は善意でみなし決定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。
「特別配当」とは、	対象株式の発行会社が宣言し、計算代理人がその絶対的裁量で性格づけをする、該当する対象株式の理論価値を希薄化する効果のある対象株式1株あたりの金額を意味する。疑義を避けるために付言すると、特別配当は、潜在的調整事由の発生のみに関係する。
「取引所営業日」とは、	東京証券取引所または関連取引所がその予定取引終了の前に終了するか否かにかかわらず、東京証券取引所および各関連取引所がそれぞれの通常取引のために開設する予定取引日をいう。
「ノックアウト価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した、対象株式の当初価格の105.00%に相当する金額（少数点第3位を四捨五入する。）をいう。

「ノックアウト早期償還額」とは、	各本社債につき、額面金額の100%に相当する金額をいう。
「ノックアウト早期償還事由」とは、	最終判定日を除く、各判定日において計算代理人が決定した対象株式の終値がノックアウト価格と等しいかそれを超える場合に、当該判定日において発生したとみなされる。
「ノックアウト早期償還日」とは、	ノックアウト早期償還事由が発生した判定日の直後の各利払日をいう。当該利払日が営業日に当たらない場合には、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。
「ノックイン価格」とは、	当初価格にノックインレベルを乗じた金額（小数点第3位を四捨五入する。）をいう（当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）。
「ノックイン事由」とは、	ノックイン事由観察期間において、対象株式のいずれかの予定取引日における終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回ると計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した場合に発生する。
「ノックイン事由観察期間」とは、	2015年7月17日（同日を含む。）から最終判定日（同日を含む。）までの期間をいう。
「ノックインレベル」とは、	70.00%とする。
「端株」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1）満期における償還」に定義される。
「判定時」とは、	関連する判定日における東京証券取引所の予定取引終了時をいう。ただし、東京証券取引所が予定取引終了日より前に終了した場合は、かかる実際の終了時とする。
「判定日」とは、	関連する利払日の5予定取引日前の日をいう。判定日が予定取引日に当たらない場合には、障害日でない翌予定取引日を判定日とする。ただし、予定した判定日の直後2予定取引日が連続して障害日の場合はこの限りではない。この場合、（1）予定した判定日直後の2予定取引日目の日を、当該日は障害日であるが、判定日とみなし（以下「みなし判定日」という。）、（2）計算代理人は善意でみなし判定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。
「振替決済障害事由」とは、	発行会社の支配が及ばない事由によりJASDEC（下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。）またはその承継者が対象株式を振り替えることができないと、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する事由を意味する。
「法の変更」とは、	発行日以降、(A)適用される法律もしくは規則（税法を含むが、これに限定されない。）の採用もしくは変更ゆえに、または(B)適用される法律もしくは規則の管轄権を有する裁判所、裁定機関もしくは規制当局による解釈の公布もしくは変更ゆえに、(X)対象株式を保有、取得もしくは処分することが違法となったか、または(Y)本社債に基づく発行会社の義務を履行する費用が著しく増加する（租税債務の増加、税制上の優遇措置の縮小、または発行会社の税務ポジションに対するその他の悪影響によるものを含む

が、これらに限定されない。)、と発行会社が善意に決定することを意味する。

「満期償還日」とは、

2018年1月17日をいう。

「予定取引終了時」とは、

予定取引日における東京証券取引所または関連取引所に係る週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引外の他の取引は考慮しない。本書日付現在、東京証券取引所の予定取引終了時は、日本時間午後3時である。

「予定取引日」とは、

東京証券取引所および関連取引所がそれぞれ通常の取引のために開設を予定している日をいう。

「利率判定価格」とは、

当初価格に利率判定レベルを乗じた金額(小数点第3位を四捨五入する。)をいう(当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。)

「利率判定レベル」とは、

85.00%とする。

「臨時事由」とは、

合併事由、公開買付事由、国有化、倒産、倒産届出または上場廃止(国有化、倒産、倒産届出および上場廃止は、下記「2. 償還および買入れ(8) 国有化、倒産、倒産届出または上場廃止」に定義される。)を意味する。

「JASDEC営業日」とは、

JASDECまたはその承継者が振替指示の受領および執行のため営業している日(または振替決済障害事由が発生しなければ営業していた日)を意味する。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息

- (1) 各本社債の利息は、日本円による額面金額に対して、以下に記載する方法に従って決定される利率(以下「利率」という。)で、利息起算日である2015年7月17日(同日を含む。)から満期償還日または(適用ある場合)早期償還される日(いずれも同日を含まない。)までこれを付す。利息の支払いは、2015年10月17日を初回とし、それ以降満期償還日または早期償還される日(いずれも同日を含む。)まで、毎年1月17日、4月17日、7月17日および10月17日(以下それぞれ「利払日」という。)に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。利息起算日(同日を含む。)から初回の利払日(同日を含まない。)までの利息期間(以下「初回利息期間」という。)の利息として、額面金額500,000円の各本社債につき支払われる利息の金額(以下「利息の金額」という。)は、13,750円であり、その後は、前利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの利息期間(初回利息期間と併せて以下「利息期間」という。)として、額面金額500,000円の各本社債につき支払われる利息の金額は、以下に記載する方法に従って計算代理人により決定される。利息の金額は、1円未満を四捨五入する。

- (A) 関連する判定日における対象株式の終値が、利率判定価格と等しいかそれを超えると計算代理人が判断した場合:

利率は年11.00%とし、利息の金額は13,750円とする。

- (B) 関連する判定日における対象株式の終値が、利率判定価格未満であると計算代理人が判断した場合:

利率は年0.10%とし、利息の金額は125円とする。

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、利息期間および支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

対象株式の終値の推移

下記の表は、2011年から2014年までの各年および2014年7月から2015年6月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。ただし、かかる期間において対象株式の発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式併合もしくは株式分割が行われている場合などには、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式の発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものである。対象株式の終値の過去の推移は、対象株式の終値の将来の変動を示唆するものではなく、また本社債の価値を示すものでもない。下記の対象株式の終値の過去の推移は、本社債の満期まで対象株式の株価が同様に変動することを示すものではなく、本社債の市場価値を示すものでもない。

< K L a b 株式会社の株価終値の過去推移 >

株価（単位：円、2011年から2014年までの年次毎および2014年7月から2015年6月の月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）	年	最高値（円）	最安値（円）
2011年	1,090.0	642.0	2014年7月	1,945.0	1,183.0
2012年	1,046.0	393.0	2014年8月	2,273.0	1,600.0
2013年	1,913.0	390.0	2014年9月	1,973.0	1,616.0
2014年	2,273.0	535.0	2014年10月	1,617.0	1,336.0
			2014年11月	1,662.0	1,395.0
			2014年12月	1,415.0	1,258.0
			2015年1月	1,427.0	1,145.0
			2015年2月	1,207.0	1,024.0
			2015年3月	1,433.0	1,133.0
			2015年4月	1,500.0	1,321.0
			2015年5月	1,495.0	1,329.0
			2015年6月	1,712.0	1,445.0

出典：ブルームバーグLP

(注) ただし、2015年6月は6月18日まで。2015年6月18日の東京証券取引所におけるK L a b株式会社の株価の終値は1,712.0円であった。

- (2) 利息の発生は、本社債が償還される日に停止する。ただし、本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）がなされたにもかかわらず、償還額（場合により、満期償還額（下記「2. 償還および買入れ (1) 満期における償還」に記載する方法に従って決定される。）、早期償還額（税務）または早期終了額およびその他本書に規定するまたは本書の条項に従って決定される償還金額の性質を有するその他の金額を意味する。）の全額の支払いが不当に留保または拒絶また

はその他不払いとなった場合は、支払いが不当に留保または拒絶またはその他不払い（要求または判断の前だけでなくその後も含む。）となった元本に対し、当該本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）がなされ、当該支払いが行われた日まで、または、より早い場合は（支払いの前提条件として当該本社債の呈示もしくは引渡しが必要ではない場合を除く。）、支払代理人が当該支払いを行う資金を受領後、当該必要な資金を受領した旨（ただし、その後本社債権者に対する支払いに不履行があった場合を除く。）を当該本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して下記「10. 通知」に従い通知した日の翌日より7日目の日まで継続して利率による利息が発生する。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載する利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、1円未満を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

疑義を避けるために付言すると、当該利息の金額（もしあれば）は、ロックアウト早期償還事由が発生する関連する判定日（上記の営業日調整に従って調整されるが、ロックアウト早期償還事由が発生した際は、当該利息の金額は、ロックアウト早期償還日に支払われる。）については支払われるが、それ以降に利息の金額が支払われることはない。

2. 償還および買入れ

(1) 満期における償還

本書に規定する方法により早期償還または買入消却されない限り、各本社債について満期償還日に支払われる満期償還額は、以下に記載する方法に従って決定される。

(a) ロックイン事由が発生しなかった場合

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (b) ノックイン事由が発生し、対象株式の最終価格が行使価格と等しいかそれを超える場合

額面金額×100%

- (c) ノックイン事由が発生し、対象株式の最終価格が行使価格未満の場合

発行会社（または関連会社、子会社その他発行会社グループの法人）は、各本社債について、満期償還日において、本社債権者に対して、(a)償還株式数を交付し（振替決済障害事由が発生および継続していないことを条件とする。）、(b)現金調整額を支払わなければならない。

「償還株式数」は、額面金額を行使価格で除した数をいう（取引単位（提出日現在、100株。取引単位は対象株式の発行会社の定款変更により変更される場合がある。）以下を切り捨てる。）。端数は現金決済の対象となり（下記(iii)を参照。）、参照レベル調整事由に規定する事由が発生した場合、計算代理人による調整の対象となる。

- (i) 満期償還日において振替決済障害事由が発生し継続している場合、償還株式数の交付は振替決済障害事由が消滅するまで延期される。

- (ii) 償還株式数は、額面金額毎に計算される。

- (iii) 疑義を避けるため付言すると、交付される償還株式数が、対象株式の取引単位（または取引単位の整数倍）に相当しないおよび／または対象株式の端数を構成する対象株式数となる場合、取引単位の最大整数倍が償還株式数として交付され、対象株式の取引単位に足りない残りの端数（以下「端株」という。小数点第6位を四捨五入する。）は交付されない。端株については、発行会社は本社債の保有者に対して、下記の計算に基づく現金（以下「現金調整額」という。）（1円未満を四捨五入する。）を交付しなければならない。

最終価格×端株

- (iv) 償還株式数の交付は、関連する本社債の保有者が、計算代理人および／またはディーラーに対して、すべての交付費用について満足する支払いをするまでなされない。保有者は、計算代理人に対して、償還株式数を保有者に譲渡および交付する際に生じる印紙税その他の費用を支払わなければならない。

なお、満期償還日が営業日に当たらない場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

- (2) ノックアウト早期償還

ノックアウト早期償還事由が発生した場合、本社債は償還され、発行会社により、ノックアウト早期償還日において、ノックアウト早期償還額が支払われる。

- (3) 税務上の理由による早期償還

本社債に関し、本社債の発行日以後に有効となった、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定の変更、あるいは、かかる

法令または決定の解釈または運用の変更の結果として、発行会社が下記の「8. 課税」に基づき、追加額を支払うことを求められる場合、発行会社はその裁量により、本社債の保有者に対し、「10. 通知」に従い 30 日以上 60 日以下の通知（かかる通知は取消不能とする）をした上で、未償還の本社債のすべて（一部は不可）を、早期償還額（税務）に、それに対して発生した利息（もしあれば）を加えた金額で償還することができる。ただし、償還のかかる通知は、本社債に関する支払いの期日が到来すれば発行会社がかかる追加の金額を支払う義務を負うはずの最も早い日の 90 日前より早く行うことはできない。

(4) 不可抗力を理由とする早期償還

本社債に基づく発行会社の義務（または本社債に関連して設定されたヘッジ取引もしくは資金調達取決めに基づく発行会社もしくは発行会社の関連会社の義務）の履行の全部または一部が、違法または実行不能（適用される現在もしくは将来の法律、規定、規則、判決、命令もしくは指令、または政府、行政、立法もしくは司法当局もしくは権限者の要件もしくは要請に従った結果である場合を含むが、これらに限定されない。）となった、と計算代理人がその絶対的裁量で決定した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の当該義務を解消する権利を有するものとする。かかる状況において本社債は、発行会社の選択により、当該事由の結果として本社債に基づく発行会社の義務または関連するヘッジ取引もしくは資金調達取決め（本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするあらゆる種類の裏付けとなるおよび／またはスワップもしくはその他の手段を保有することを含むが、これらに限定されない。）に関して発行会社および／またはその関連会社に生じた合理的な経費および費用（かかる関連するヘッジ取引および資金調達取決めに解消する費用を含むが、これらに限定されない。）を十分に斟酌して調整した、かかる早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（計算代理人が決定するとおり）で、償還され得るものとする。

(5) 障害事由および調整事由

当初価格、最終価格、終値またはその他条項の調整

計算代理人は、随時、場合に応じて対象株式または対象株式の発行会社に関し、参照レベル調整事由が発生したか否かを決定するものとする。計算代理人が、かかる事由が発生したと決定した場合、計算代理人が本社債の要項に従い行うことのできるその他の選択、調整または代替を損なうことなく、計算代理人は、対象株式の当初価格、最終価格もしくは株価終値、または本社債のその他の諸条件に対し、その単独かつ絶対的裁量で適切とみなす調整を行うことができる。

本書において矛盾がある場合、計算代理人は、参照レベル調整事由、振替決済障害事由もしくは臨時事由、または本書に記載する各事由のいずれを適用するかを、その単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

「参照レベル調整事由」は、計算代理人の裁量により、本書に記載された条件（対象株式の当初価格、最終価格および／または終値を含むがこれらに限定されない。）を調整する結果となる市場障害事由、潜在的調整事由、臨時事由または追加障害事由をいう。

(a) 市場障害事由

「市場障害事由」は、対象株式に関し、下記(I)または(II)に記載の事由をいう。

- (I) 関連する判定時までの 1 時間の間に、下記(i)または(ii)の事由が発生しまたは存在すること

- (i) 東京証券取引所または関連取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、(aa)東京証券取引所での対象株式の取引または(bb)関連取引所での対象株式に関する先物もしくはオプション取引について、東京証券取引所もしくは関連取引所その他による取引の停止または取引制限
- (ii) 市場参加者による、(A)東京証券取引所で対象株式の取引を行うもしくは対象株式の市場価値を把握する、または(B)関連取引所で対象株式に関する先物もしくはオプション契約を行うもしくはかかる契約の市場価値を把握する障害となりうる事由（計算代理人が決定するとおり）（下記(II)で述べる事由以外）

上記いずれの場合も、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で重大と決定するときとする。

(II) 取引所営業日において、東京証券取引所または関連取引所のいずれかが、その取引所の予定取引終了時よりも前に終了すること。ただし、(A)当該取引所営業日における当該取引所の通常取引が実際に終了した時点、または(B)当該取引所営業日の判定時における執行のため東京証券取引所もしくは関連取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前までに、かかる早期終了が当該取引所により発表された場合には、この限りではない。

(b) 振替決済障害事由

計算代理人は、随時、その単独かつ絶対的裁量で、振替決済障害事由が発生したか否かを決定しなければならない。計算代理人が振替決済障害事由の発生を決定し、当該振替決済障害事由が発生しなければ決済日となっていた日（すなわち満期償還日）に対象株式を受け渡すことが不可能となった場合、決済日は、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）またはその承継者を介して対象株式の振替が可能となった最初の日となる。ただし、振替決済障害事由が発生していなければ決済日となっていた日から8 JASDEC 営業日連続で、振替決済障害事由により決済が不可能である場合は、この限りではない。この場合、(a)（計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する）他の商業上合理的な方法により対象株式を受け渡すことが可能な場合、決済日は、8 JASDEC 営業日目の日に実行される対象株式の売却の決済が、（計算代理人がその単独の絶対的裁量で決定する）他の商業上合理的な受渡方法（受渡しにかかる他の方法は、対象株式の受渡しの目的において該当する決済機関とみなされる）を用いて通例どおりに行われるはずの最初の日となり、(b)（計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する）他の商業上合理的な方法で対象株式を受け渡すことができない場合には、JASDEC またはその承継者を介してまたは商業上合理的な他の方法で受渡しができるまで、決済日は延期される。

(c) 受渡障害事由

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、受渡障害事由が発生したと決定した場合、計算代理人は発行会社に通知し、発行会社は速やかに該当する保有者に通知するものとし、発行会社は、下記のいずれかを行うことができる。

- (i) 発行会社の単独かつ絶対的裁量で、償還株式数の受渡義務は消滅すると決定し、償還株式数の受渡しがなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各保有者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払いがなされたときに完全に履行されるものとする。

- (ii) 償還株式数のうち、発行会社が満期償還日に受け渡すことのできる数（あれば）を満期償還日に受け渡し、償還株式数の残りの受渡しがなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各保有者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払いがなされたときに完全に履行されるものとする。

本項の適用がある場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で実際的と決定する限りにおいて、本項は保有者間において案分計算で適用されるものとする。ただし、切捨て（支払額か交付対象株式数かは問わない。）を条件とし、かつ、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で、当該定めを実際的に実施するために適切と決定するその他の調整も条件とする。

- (d) 対象株式に影響を与える調整および臨時事由

「潜在的調整事由」は、下記(i)から(vii)までのいずれかを意味する。

- (i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由（下記に定義される。）による場合を除く。）、または賞与、資本組入れ、もしくは類似の発行等による既存株主に対する無償交付または株式配当。
- (ii) (1)対象株式、または(2)配当および／もしくは対象株式の発行会社の清算代り金につき当該対象株式の株主に対する支払いと等価もしくはこれに比例して支払いを受ける権利を付与するその他の株式資本または有価証券、または(3)スピンオフもしくはその他類似の取引の結果として対象株式の発行会社が（直接的もしくは間接的に）取得もしくは保有する他の発行会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または(4)その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の対象株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払いの場合も、支払いは計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する現市場価格を下回る場合とする。
- (iii) 特別配当。
- (iv) 全額払込済みでない対象株式に関する、対象株式の発行会社による払込請求。
- (v) 対象株式の発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し（利益または資本のいずれかを原資とするか、および買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。
- (vi) 対象株式の発行会社に関し、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定するそれらの市場価格を下回る価格により優先株式、ワラント、債務証券または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、対象株式の発行会社の普通株式またはその他の資本から、株主権が分配または分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結果として実施する調整は、当該権利の償還時に再調整されるものとする。
- (vii) 対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果のあるその他の事由。

「合併事由」は、下記(i)から(iv)までのいずれかを意味する。

- (i) すべての発行済の対象株式の他の事業体もしくは第三者への譲渡または取消不能の譲渡約定を伴う対象株式の種類変更または変更。

- (ii) 対象株式の発行会社の他の事業体もしくは第三者との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換（対象株式の発行会社が存続主体であり、すべての発行済対象株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換の場合を除く。）。
- (iii) 対象株式の発行会社の株式（他の事業体または第三者により所有または支配されている株式を除く。）の譲渡または取消不能の譲渡約定を伴う他の法人または第三者による買入れまたはその他の方法による対象株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクスチェンジオファー、勧誘、提案またはその他の事由。
- (iv) 対象株式の発行会社またはその子会社と他の事業体との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換で、対象株式の発行会社が存続主体であり、対象株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済対象株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由直後の発行済対象株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も、合併日が判定日または満期償還日（本社債が対象株式または償還株式数の受渡しにより償還される場合）以前となる場合に限るものとする。

「公開買付事由」は、政府もしくは自主規制機関への届出または計算代理人が関連するとみなすその他の情報に基づき、事業体または第三者が、転換もしくはその他の方法により、対象株式の発行会社の発行済議決権株式の 10 パーセント超 100 パーセント未満を購入、取得または取得する権利を有する結果になると計算代理人が決定する当該事業体または第三者による買収の申し出、公開買付、エクスチェンジオファー、勧誘、提案またはその他の事由を意味する。

(e) その他調整

本社債の価値に影響を与えるまたはその可能性があるとして計算代理人が（その裁量で、ただし合理的に）決定する事由が発生した場合、計算代理人は、本社債が関係する対象株式の数および／または種類、ならびに本社債のその他の行使、決済、支払いまたはその他の条件に対し、（計算代理人の裁量で、ただし合理的に）追加の調整（本社債に基づき譲渡され得る現金、株式、その他の有価証券または財産の金額、数または種類を含むが、これらに限定されない。）を行い、当該調整の発効日を決定することができる。

(6) 調整

計算代理人は随時、その単独かつ絶対的裁量で、潜在的調整事由が発生したか否かを決定するものとし、かかる事由が発生したと計算代理人が決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、当該潜在的調整事由が該当する対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果があるか否かを決定する。かかる効果を有すると決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、満期償還額を算出する式、各本社債が関係する対象株式の数、当該本社債または他の調整に従い受け渡され得る株式、その他の有価証券もしくはその他の財産の額、数もしくは種類に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、および／または、いかなる場合も当該希薄化もしくは増大化する効果を斟酌するために計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する、本社債の決済もしくは支払条件に関連

するその他の変動要素に対するその他の調整を行うことができ、かかる調整の効力発生日を、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、該当する満期償還額を受け取る該当する所有者の権利は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払いをもって完全に履行されたものとする。

(7) 合併事由および公開買付事由

合併日が満期償還日以前である合併事由の発生後、または公開買付日が満期償還日以前である公開買付事由の発生後に、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、(i)当該合併事由または公開買付事由の当該本社債に対する経済的影響（当該合併事由または公開買付事由に関してオプション取引により行われる、当該オプション取引で取引される対象株式についてのオプションに対する調整を参考にすることにより決定できるが、それに従う必要はない。）を斟酌し、（計算代理人が適切と決定する）本社債の行使、決済、支払いまたはその他の条件に対する、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ（ただし、対象株式または当該本社債に関連する値動き、期待された配当、借株料または流動性の変化のみを斟酌した調整は行わない。）、(ii)その調整の効力発生日を決定することができる。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、所有者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払いをもって完全に履行されたものとする。

(8) 国有化、倒産、倒産届出または上場廃止

計算代理人は、以下の場合に、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、当該国有化、倒産、倒産届出または上場廃止の当該本社債に対する経済的影響を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整を行うことができる。

- (i) 対象株式のすべて、または対象株式の発行会社の資産のすべてもしくは実質的なすべてが、国有化されるか、または、政府の機関、当局、主体もしくはこれらの外郭機関に取得されるか、もしくは譲渡することを求められる場合（以下「国有化」という。）。
- (ii) 対象株式の発行会社の任意もしくは強制的清算、破産、倒産、解散もしくは整理、または対象株式の発行会社に影響を与える類似の手続のため、(a)対象株式の発行会社の対象株式のすべてを、管財人、清算人もしくはその他類似の担当官に譲渡することを求められるか、または(b)対象株式の所有者が、それらを譲渡することを法により禁止されるようになる場合（以下「倒産」という。）。
- (iii) 対象株式の発行会社が、倒産もしくは破産手続を開始するか、もしくは同社が設立された管轄区域もしくは同社の本社もしくは本店の管轄区域において倒産、再生もしくは規制に関する同社に対する主たる管轄権を有する規制者、監督者もしくは類似の担当官により同

社に対するかかる手続が開始されるか、または対象株式の発行会社が、倒産もしくは破産の判決、もしくは破産もしくは倒産法もしくは債権者の権利に影響を与えるその他類似の法に基づくその他の救済を求める手続を承諾するか、または対象株式の発行会社の整理もしくは清算の申立てが、同社もしくは上記の規制者、監督者もしくは類似の担当官により提出されるか、または対象株式の発行会社がかかる申立てを承諾する場合（以下「倒産届出」という。ただし、債権者により開始される手続または提出される申立てで、対象株式の発行会社が承諾していないものは、倒産届出とみなさないものとする。）。

- (iv) 東京証券取引所が、当該取引所の規則に従い、対象株式が何らかの理由（合併事由または公開買付事由以外）で上場、取引または公開市場での値付けを中止され（または将来中止され）、日本国に所在する取引所または相場制度において直ちに再度上場、取引または公開市場での値付けをされない、と発表する場合（以下「上場廃止」という）。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、保有者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払いをもって完全に履行されたものとする。

(9) 追加障害事由

追加障害事由の発生後、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続させると決定した場合、計算代理人は、本社債に基づき譲渡され得る対象株式、その他の財産または有価証券の額、数または種類（上記の満期償還額の算出式を含むが、これに限定されない。）に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、かつ／または、当該追加障害事由の当該本社債に対する経済的影響を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定するその他の調整を行うことができる。かかる変更または調整は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日に効力を生ずるものとする。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、保有者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払いをもって完全に履行されたものとする。追加障害事由の発生または継続の結果として、発行会社は本社債に関する支払いまたは受渡しを行う自己の義務を一時停止すると計算代理人が決定した範囲について、保有者は、かかる一時停止に関し利息またはその他の代償を得る権利を有しないものとする。

本社債に関する「追加障害事由」は、法の変更を意味する。

(10) 交付通知

各社債権者は、満期償還日の最低3暦日以前に（または、発行会社が、発行会社、支払代理人、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関にとって、それぞれの本社債に基づく義務を履行するのに必要であると判断し、直ちに支払代理人および本社債権者に当該事項を通知した場合には、それより前の日）、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関に対して（発行支払代理人を宛先に入れて）、発行会社のその時々承認を得た様式による、取消不能な形での通知（以下「交付通知」という。）を送らなければならない。交付通知には下記の事項を記載しなければならない。

- (i) 各本社債権者の氏名および住所
- (ii) 各本社債権者が保有する本社債の数
- (iii) 本社債が借方記入されるユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）における本社債権者の口座番号
- (iv) (A) 発行会社がオプションを行使した場合には決済日またはその他の場合においては満期償還日において、本社債に係る本社債権者の口座に借方記入することおよび (B) 交付通知に記載されている本社債の再譲渡を行わないことを、取消不能な形でユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）に対して指図および授権すること
- (v) 交付通知に関連する本社債にはいかなる先取特権、担保権、負担および第三者の権利の対象となっていない旨の本社債権者からの表明保証を含むこと
- (vi) 対象株式の貸方記入を行うべき決済機関の口座番号および口座名義
- (vii) 交付費用（もしあれば）の取消不能形での支払約束ならびに交付通知において当該交付費用と共に明記されている本社債権者のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）における現金またはその他の口座について決済日以降に借方記入する旨のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）に対する取消不能形の指図
- (viii) 発行会社が要求する様式での米国外実質保有者証明書
- (ix) 行政手続または司法手続における交付通知の提出について授権すること

交付通知は、いったんユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関に対して交付されると、取消不能であり、発行会社の書面による同意なくして撤回できない。本社債権者は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関への当該交付通知の交付後は、交付通知の対象となる本社債を譲渡することはできない。交付通知は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関が交付通知の対象となる本社債に関して事前に矛盾する指示がなされない限りにおいて有効である。適切に交付通知を完了および交付しなかった場合には、当該交付通知は無効とみなされることがある。当該通知が規定されたとおり適切に完了および交付されたか否かについての判断は発行支払代理人が行い、当該判断は発行会社および本社債権者を拘束する。発行支払代理人は当該通知を受領後の現地銀行営業日において速やかに、発行会社または発行会社が事前に指定した者に対して、交付通知の写しを送付しなければならない。対象株式の各本社債権者に対する交付は決済機関を通じて行われる。対象株式の交付または譲渡は関連する本社債権者のリスクにおいて行われ、交付が交付最短想定日よりも後に行われたとしても、発行会社により追加的な支払いはなされない。

(11) 買入れ

発行会社および発行会社に関連する子会社は、公開市場その他において随時いかなる価格でも本社債を買い入れることができる。ただし、本社債に付属する期限未到来の利札（以下「利札」という。）もともに買い入れられなくてはならない。

(12) 消却

上記「(11) 買入れ」に従って買入れられた本社債および利札は、保持、呈示、消却または再発行のいずれもなされ得る。再発行または再販売された社債は、いずれの目的においても、本社債と同一のシリーズを構成するものとみなされる。上記「(1) 満期における償還、(2) ノックアウト早期償還、(3) 税務上の理由による早期償還または(4) 不可抗力を理由とする早期償還」に従って償還された期限未到来の本社債と利札は直ちに消却され再発行または再販売することができない。

3. 支払い

本社債に関して支払うべき金額（利息以外）の支払いは、支払代理人の指定事務所での本社債の呈示および（一部支払いの場合は除き）引渡しと引換えに行う。

本社債に付く利息に関する金額の支払いは、下記のとおり行う。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、米国（この用語は、仮大券または恒久大券において使用するときは、アメリカ合衆国およびその属領を意味する。）外（以下の規定が適用される場合を除く。）の支払代理人の指定事務所での該当する仮大券または恒久大券の呈示と引換えに、かつ、仮大券の場合は、該当する仮大券において求められる適切な認証に基づき行う。
- (ii) 当初の受渡しの時点で添付された利札とともに受け渡される確定社債券の場合、該当する利札の引渡しと引換えに、または利払いの予定日以外に支払うべき利息の場合は、該当する確定社債券の呈示と引換えに、いずれの場合も米国外の支払代理人のいずれかの指定事務所で行う。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払いは、米国内に所在する支払代理人の指定事務所ではなされることはない。ただし、(a)米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限が到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払いが違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により有効に妨げられる場合、および(b)適用される米国法によりかかる当該支払いが許可される場合を除く。かかる場合には、発行会社は直ちに、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を任命するものとする。

本社債に関して支払うべき金額の支払期日が営業日でない場合、その保有者は、翌営業日までその支払いを受ける権利を有しない。ただし、翌営業日が翌暦月にあたる場合、支払期日は、本来の支払期日の直前の営業日となる。本社債の保有者は、当該日以降、現地の銀行営業日に小切手による支払いを受ける権利を有し、現地の銀行営業日、営業日、ならびに指定口座が置かれている場所の該当する通貨での支払いを商業銀行および外国為替市場が決済する日であるいずれの日においても、該当する指定口座への振込みにより支払いを受ける権利を有する。利息その他を理由とするさらなる支払いは、このように延期された支払いに関しては行われませんが、本書に従う支払いの不履行がその後発生した場合には、利息は、上記「1. 利息」で定めるとおりに引き続き発生するものとする。

添付された利札とともに当初受け渡された各確定社債は、最終償還のために、それに関する期限未到来のすべての利札とともに呈示し、（償還額の一部支払いの場合を除き）引き渡す必要がある。以下の定めに従うことを条件として、欠けている期限未到来の利札の金額（または全額の支払いでない場合は、かかる欠けている利札の金額のうち、支払済みの償還額の支払うべき総償

還額に占める割合に相当する部分)は、当該最終償還において本来支払うべき金額から控除し、このように控除した金額は、当該償還額の支払いに適用される基準日から 10 年以内にいつでも、支払代理人のいずれかの指定事務所で、該当する利札の引渡しと引換えに支払う。

上記にかかわらず、いずれかの確定社債がある満期償還日および利率で発行され、期限未到来の利札が添付されずまたは引き渡されずに当該確定社債が支払いのために提示されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなる場合、当該確定社債の償還の期日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となるものとする（それに関して支払いは行わないものとする）が、無効となる範囲は、このように無効にならなかったかかる利札に関して上記の定めが適用されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくならないために要する範囲とする。上の文を適用するにあたり、ある確定社債に関する期限未到来の利札のすべてではなく一部を無効にすることを要する場合、該当する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれが無効になるかを決定するものとし、かかる目的において、満期償還日が早い方の利札に優先して満期償還日が遅い方の利札を選択するものとする。

本社債に関して支払うべき金額は、1 円未満を四捨五入する。

4. 支払代理人

発行支払代理人とその当初指定事務所は以下のとおりである。

名称: ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

住所: 香港、クイーンズ・ロード・セントラル 1 番 HSBC メインビルディング 30 階

発行会社はいつでも、支払代理人（発行支払代理人を含む）または計算代理人の任命を変更しまたは解任し、追加のもしくはその他の支払代理人または別の計算代理人を任命する権利を留保する。ただし、(i)発行支払代理人、(ii)上記「3. 支払い」の第3段落で述べる状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人、(iii)計算代理人、および(iv)欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守するもしくは当該指令に適合するために導入される法に従い税金を源泉徴収または控除することを義務づけられない欧州連合加盟国の支払代理人が常に置かれることとする。支払代理人および計算代理人は、いつでもそれぞれの指定事務所を同じ市の他の指定事務所に変更する権利を留保する。支払代理人または計算代理人自身またはそれらの指定事務所のすべての変更の通知は、下記「10. 通知」に従い発行会社が保有者に速やかに行う。

支払代理人および計算代理人は、自己の任命に関して締結する発行支払代理契約（以下「発行支払代理契約」という。）またはその他の契約に定める場合を除き、もっぱら発行会社の代理人として行為し、本社債または利札の保有者に対する義務またはかかる保有者のための代理もしくは信託関係を引き受けない。支払代理人および計算代理人はそれぞれ、自己の任命に関して締結するまたはこれに付随する発行支払代理契約またはその他の契約において自己に明示的に課される任務および義務の履行についてのみ責任を負うものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無条件の無担保非劣後債務を構成し、本社債間では優先順位なく同順位であり、それらの発行日において発行会社の他の現在および将来の無担保非劣後債務す

べてと同順位（強制的で一般的に適用される法の規定により優先されるべき債務を除く。）である。

6. 債務不履行事由および清算

(1) 債務不履行事由

下記の事由または状況（以下「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由とする。すなわち、本社債に関する元本または利息の金額の支払いにおいて、その支払期日に不履行があり、当該不履行が 14 日間継続した場合である。ただし、かかる支払遅延または支払拒絶が、(i) 財政その他の法律もしくは規則もしくは管轄裁判所の命令を遵守するためであるか、または(ii) 当該法律、規則もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合には、当該 14 日間のいずれかの時点で得られた、認められた資格を有する独立の法律顧問による有効性もしくは適用可能性についての助言に従うものであるときには、債務不履行事由とはならないものとする。

本社債のいずれかに関して債務不履行事由が発生した場合、本社債の保有者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに支払期限が到来する旨宣言することができ、これを受けて当該本社債は、いかなる種類の呈示、要求、異議申立てまたはその他の通知（当該本社債に含まれる相反する趣旨の定めにかかわらず、これらはすべて発行会社が明示的に放棄する）もなく、当該本社債について発生しているすべての利息（もしあれば）とともに、その早期終了額で直ちに支払期限が到来するが、その前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合は、この限りではない。

(2) 清算

香港において発行会社を清算する（その条件が本社債の保有者の特別決議（下記に定義される。）によって事前に承認されている再建または合併の計画に関連して行う場合以外）命令が下されたか、またはかかる清算の有効な決議案が可決された場合、本社債の保有者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに支払期限が到来する旨宣言することができ、これを受けて当該本社債は、早期終了額で直ちに支払期限が到来する。

7. 社債権者集会および修正

社債権者集会

プログラムに関連する発行支払代理契約には、本社債の要項、約束証書（当該本社債に適用され得る限りにおいて）を修正するための特別決議（かかる特別決議の定足数は、増加された定足数であることを要する。）を含むがこれらに限定されない、本社債の保有者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている（かかる規定は、本書に組み込まれているかのように効力を有するものとする。）。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債の保有者が集会に参加したか否かを問わず、本社債の保有者および本社債の利札の保有者のすべてを拘束するものとする。

加えて、(i) 社債権者集会の通知を受ける権利を当該時点において有するすべての保有者を代表して署名された書面による決議または(ii) 社債権者集会の通知を受領する権利を有する全ての本社債権者によるまたは本社債権者のための関連する決済機関を通しての電子的方法による同意（発行支払代理人が認めた様式による。）は、それ自体が特別決議として効力を有する。書面によるかかる決議は、一の文書または同一の様式による複数の文書によることができ、それぞれ1名以上の保有者によりまたは1名以上の保有者のために署名されるものとする。

修正

発行会社は、発行支払代理人の同意を得た上で、本社債の保有者または関連する利札（もしあれば）の保有者の同意なく、以下の事項を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益に損害を及ぼさない本社債の要項、本社債、利札、約束証書、発行支払代理契約の修正（ただし、上述のとおり増加された定足数を要する修正を除く。）
- (b) 本社債の要項、本社債、利札、約束証書、発行支払代理契約の形式的、微細または技術的な修正、または明白な誤りを修正するためもしくは法律の強行規定を遵守するためになされる修正。

かかる修正は、本社債権者および利札保有者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実行可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

以下は、発行支払代理契約の別紙6（以下「別紙6」という。）の社債権者集会に関する規定を抜粋したものである。

1. 定義

別紙6における以下の用語は、文脈上その他の解釈を要する場合を除き、以下の意味を有する。

「議決権一括行使指図書」は、支払代理人が日付を付して発行する英文による文書で、以下の要件を満たしているものを意味する。

- (a) 特定の額面金額のプログラム上の社債、ならびに当該プログラム上の社債の一部を構成するシリーズの保有者の集会（またはその延会）に関連するものであること。
- (b) 支払代理人が集会に出席する指図を（プログラム上の社債の保有者または関連決済システムから）受けたことが記載され、プログラム上の社債に帰属する議決権を指図に従って行使することが確保されること。
- (c) 集会において提起される各決議案に関し、プログラム上の社債に帰属する議決権を賛成票として行使すべきものとして指図したプログラム上の社債の額面金額と、プログラム上の社債に帰属する議決権を反対票として行使すべきものとして指図したプログラム上の社債の額面金額が特定されていること。
- (d) 記名された1名以上の者（各々を以下、「議決権行使代理人」という。）が、議決権一括行使指図書に記載されたとおり上記(c)に定める指図に従い列記されたプログラム上の社債に帰属する議決権を行使することを、支払代理人により授権かつ指図されていること。

「関連決済システム」は、大券により表章されるあらゆるプログラム上の社債に関し、大券を代理して保有するいずれかの決済システム、または大券の無記名式もしくは記名式（直接で

あるか名義人を通じてであるかを問わない。) 所持人である決済システムを意味する。この場合、単独であるか、他の決済システムと共同保有しているかを問わない。

「議決権証書」は、議決権証書の持参人が、当該証書により表章されるプログラム上の社債に関する集会およびその延会に出席し、議決権を行使する権利を有することが記載された、支払代理人が日付を付して発行する、英文による証書を意味する。

「決議書」は、別紙6の規定に従い集会の招集通知を受領する権利を当該時点で有するプログラム上の社債のすべての保有者が署名または当該すべての保有者に代わり署名された決議書面を意味し、かかる決議書面は、一の文書または同一書式による複数の文書によることができ、それぞれプログラム上の社債の1名以上の保有者によりまたは1名以上の保有者のために署名される。

「24 時間」とは、集会の開催場所ならびに支払代理人の指定事務所が所在するそれぞれの場所における銀行営業日（本目的上、集会開催日は除外される。）の全部もしくは一部を含む 24 時間を単位とする期間を意味し、当該期間は、支払代理人の指定事務所が所在するすべての場所における銀行営業日の全部もしくは一部が含まれるまで、24 時間を単位とする 1 期間、または必要な場合には複数の期間にわたって、延長される。

「48 時間」とは、集会の開催場所ならびに支払代理人の指定事務所が所在するそれぞれの場所における 2 銀行営業日（本目的上、集会開催日は除外される。）の全部もしくは一部を含む 48 時間を単位とする期間を意味し、当該期間は、支払代理人の指定事務所が所在するすべての場所における 2 銀行営業日の全部もしくは一部が含まれるまで、24 時間を単位とする 1 期間、または必要な場合には複数の期間にわたって、延長される。

別紙6において「プログラム上の社債」とは、集会の招集または招集提案が行われるプログラム上の社債のシリーズを意味する。

日数において「正味」という場合、期間が開始する日または期間が終了する日は考慮されない。

2. 出席し議決権を行使する権利の証拠

2.1 以下のいずれかに該当する者（各々を、以下「有資格者」という。）は、社債権者集会に出席し議決権を行使する権利を有する。

- (a) 確定無記名様式によるプログラム上の社債の保有者。
- (b) プログラム上の社債に係る議決権証書の持参人。
- (c) 議決権一括行使指図書に記載された議決権行使代理人。

社債権者は、支払代理人に対し、下記第 2.2 項から第 2.5 項の規定に従って議決権証書および議決権一括行使指図書の発行を求めることができる。

下記第 2.2 項から第 2.5 項の規定の目的上、発行支払代理人又登録機関（場合による）は、関連決済システムから受領する情報または指図を追加の調査を行うことなく依拠する権利を有するものとし、当該指図への依拠に起因して損失、損害、費用、請求もしくはその他の責任が発生した場合であっても、または関連決済システムが発行支払代理人に対する情報もしくは指図の提供を怠った場合であっても、いかなる社債権者もしくはその他の者に対して何ら責任を負うものではない。

議決権証書の保有者または議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、集会またはその延会に関連するあらゆる目的上、当該議決権証書または議決権一括行使指図書に関連するプログラム上の社債の保有者とみなされ、当該プログラム上の社債が預託されている支払代理人または支払代理人の指図に従いもしくは支払代理人の管理下でプログラム上の社債を保有している者は、上記の目的上、当該社債の保有者とはみなされない。

2.2 確定社債券－議決権証書

確定様式によるプログラム上の社債の保有者は、当該社債が支払代理人に預託されているか、または（支払代理人が満足する形において）支払代理人の指図もしくはその管理下で保有もしくは関連決済システムの口座において封鎖されていることを確保し、以下のいずれかが最初になされるまで当該預託、保有、封鎖が解除されないことを条件として、当該社債に係る議決権証書を支払代理人から取得することができる。ただし、プログラム上の社債が議決権証書に明記される集会または延会について発行され、未行使である議決権一括行使指図書の対象である場合はこの限りではない。

- (a) 議決権証書に記載された集会の終了、または、その後となる場合には、その延会の終了。
- (b) 議決権証書を発行した支払代理人への当該証書の引渡し。

2.3 大券－議決権証書

大券によって表章されるプログラム上の社債（下記第 2.5 項に従い発行支払代理人に対し指図がなされたプログラム上の社債は除外される。）の保有者は、議決権証書を受け取り、集会に出席し議決権を行使する者（「被指名人」という。）（保有者本人であることを要しない。）の氏名を特定する通知を関連決済システムに交付することによって、当該社債に係る議決権証書の提供を受けることができる。議決権証書は、保有者が関連決済システムに事前に通知した身分証明書の被指名人による発行支払代理人への呈示に対し、集会の開始時またはその直前までに、その利用に供される。関連決済システムは、これらの目的のために適切と判断する身分証明書（旅券を含むがこれに限定されない。）を指定することができる。発行支払代理人は、招集される集会の開催時刻の 24 時間前までに、議決権証書によって表章されるプログラム上の社債の額面金額および呈示を受けて議決権証書を引き渡す身分証明書に関する通知を関連決済システムから受領することを条件として、当該通知に対応する身分証明書の呈示に対し、一切の追加の調査を行う義務を負うことなく、議決権証書をその利用に供するものとする。

2.4 大券－議決権一括行使指図書

確定様式によるプログラム上の社債の保有者は、当該社債が支払代理人に預託されているか、または（支払代理人が満足する形において）以下を実行することによって、当該社債に係る議決権一括行使指図書の発行を支払代理人に求めることができる。ただし、プログラム上の社債が議決権証書に明記される集会または延会について発行され、未行使である議決権一括行使指図書の対象である場合はこの限りではない。

- (a) 集会の指定開催時刻の 48 時間以上前までに、当該社債が支払代理人の指図もしくは管理下で保有または関連決済システムの口座において封鎖され、以下のいずれかが最初になされるまで当該社債の預託もしくは保有もしくは封鎖が解除されないことを確保すること。
 - (i) 議決権一括行使指図書に記載された集会の終了、または、その後となる場合には、その延会の終了。

(ii) 預託が解除または（必要に応じて）支払代理人の同意のもとにその指図もしくは管理下でのプログラム上の社債の保有または封鎖が解除されるそれぞれのプログラム上の社債に関し支払代理人が発行する受領書の、招集された集会またはその延会の開催時刻の 48 時間前までの支払代理人への引渡し、かつ、支払代理人による、議決権一括行使指図書への必要な修正に関する通知の下記第 2.5 項に従った発行会社に対する交付。

(b) 当該預託もしくは保有もしくは封鎖がなされたそれぞれのプログラム上の社債に帰属する議決権を、集会またはその延会に提起される決議案または複数の決議案に関し特定の方法によって行使することを支払代理人に指図すること。当該指図は、招集される集会またはその延会の開催時刻の 48 時間前に開始し当該集会の終了時または延会時に終了する期間にわたって取消しも修正もすることができない。

2.5 大券—議決権一括行使指図書

(a) 大券によって表章されるプログラム上の社債（それに関連して議決権証書が発行されているプログラム上の社債を除く。）の所有者は、当該社債に帰属する議決権が、集会に提起される決議案または複数の決議案に関し特定の方法によって行使されることを先ず指図することによって、当該社債に係る議決権一括行使指図書の発行を発行支払代理人に求めることができる。当該指図は、当該時点で有効な関連決済システムの規則に従って交付されるものとする。発行支払代理人は、招集される集会の開催時刻の 24 時間前までに (i) 関連決済システムからの指図書、(ii) 指図書交付の対象となったプログラム上の社債の額面金額に関する通知、および、(iii) 当該社債に帰属する議決権行使の方法を受領することを条件として、その後の一切の追加の調査を行う義務を負うことなく、当該指図に従って集会に出席し議決権を行使するものとする。

(b) 議決権一括行使指図書は、当該指図書に記名された代理人が議決権を行使する予定の集会またはその延会の開催指定時刻の 24 時間前までに、本目的のために発行支払代理人が指定する場所において、関連する支払代理人によってそれぞれ預託されるものとし、預託されない場合には、集会またはその延会の議事が開始するまでに議長が別段の決定をなさない限り、当該議決権一括行使指図書は無効なものとして取り扱われるものとする。集会またはその延会の開始までに、それぞれの議決権一括行使指図書の公証を受けた謄本が（発行会社の要求がある場合）発行会社に預託されるものとするが、その結果として、議決権一括行使指図書の有効性または当該証書に記載された議決権行使代理人の権限に関し調査または考慮する義務を発行会社が負うことはない。

(c) 議決権一括行使指図書の条件に従って行使された議決権は、議決権一括行使指図書、または議決権行使の根拠となった関連する社債権者もしくは関連決済システム（場合による。）による指図の事前の取消しもしくは修正があった場合であっても、当該議決権一括行使指図書を使用する集会またはその延会の開催指定時刻の 24 時間前までに、発行会社とその登録事務所において、取消しもしくは修正の意思を表示した書面を当該支払代理人から受領しない限り、すべて有効であるものとする。

(d) 別紙 6 に定めるその他のいかなる規定にかかわらず、記名式社債の所有者が米国証券預託機関または米国証券預託機関の名義人である場合、当該名義人、米国証券預託機関、米国証券預託機関参加者、または米国証券預託機関参加者を介して保有する記名式社債の持分の実質的所有権者は、社債権者集会に関連する通常の手続の一環として米国証券預託機関

が随時使用する書式に従い、同書式を利用して、議決権行使代理人を指名することができる。当該方法による指名を受けた議決権行使代理人は、議決権行使代理人が署名した英文による証書によって、または、法人の場合には、社印を捺印もしくは弁護士もしくは適式に授権された役員が代表して署名した証書によって、集会の指定開催時刻までに登録機関または登録機関が承認するその他の者に届け出ることによって、集会または予定される社債権者集会に関連して代表として行為をなす者（「復議決権行使代理人」という。）を指名することができる。本段落を除く別紙6において「議決権行使代理人」もしくは「複数の議決権行使代理人」という場合、「復議決権行使代理人」もしくは「複数の復議決権行使代理人」も含むと解釈されるものとする。

3. 集会の招集、定足数、延会

- 3.1 発行会社または保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）は、社債権者集会を随時招集することができ、また、当該時点で未償還のプログラム上の社債の額面金額の10パーセント以上を保有する社債権者の書面による要求があった場合には、社債権者集会を招集するものとする。発行会社または保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）が集会を招集しようとする場合、集会の日時、場所および当該集会において審議を予定する議案の内容に関し、書面によって直ちに発行支払代理人およびディーラーに通知するものとする。集会は、すべて発行支払代理人が承認する時刻および場所において開催されるものとする。
- 3.2 社債の要項第14項に定める方法に従って、集会の場所および日時を記載した、21日以上事前通知が社債権者に交付されるものとする。英文により作成される当該通知には、一般的に集会において審議される予定の議案の内容が記載され、特別決議の場合に限っては、(i)提起される特別決議の条件を記載し、または、(ii)特別決議の条件は発行支払代理人から無料で入手可能であることを社債権者に通知するものとするが、(ii)の場合にあつては、前述の集会招集通知の交付日の時点で、当該決議の最終案が完成していることを前提とする。当該通知には、(i)議決権証書もしくは議決権一括行使指図書が発行を受ける手続方法、また該当する場合には、議決権行使代理人もしくは代表者の任命方法に関する説明を付し、または、(ii)議決権行使の詳細に関しては発行支払代理人から無料で入手可能であることを社債権者に通知するものとするが、(ii)の場合にあつては、前述の集会招集通知の交付日の時点で、当該詳細説明書の最終版が完成していることを前提とする。通知書の写しは、発行会社（発行会社が集会を招集した場合を除く。）および保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合および保証会社が招集した集会である場合を除く。）に宛てて郵送されるものとする。
- 3.3 発行会社が書面によって指名した者（社債権者であることを妨げないが、要件ではない。）は、各集会において議長役に就任する権利を有するが、かかる指名が行われない場合、または指名された者が集会の開催指定時刻の30分後以内に当該集会に出席しない場合、出席している社債権者が1名を議長に選出するものとし、かかる選出がなされない場合には、発行会社が議長を指名することができる。延会の議長は、延会となった集会の議長と同一であることを要しない。
- 3.4 集会において、当該時点で未償還のプログラム上の社債の額面金額の明確な過半数を総額で保有もしくは表章し、かつ出席している2名以上の有資格者によって、議案審議のための定足数が構成される（特別決議の採択を目的とする場合を除く。）ものとし、議事の開始時点で必要な定足数が出席していない限り、集会ではいかなる議案（議長役の選出を除く。）も審議されない。

特別決議を採択するための集会の定足数は（以下の規定に従うことを条件として）、当該時点で未償還のプログラム上の社債の額面金額の75パーセント以上を総額で保有もしくは表章し、かつ出席している2名以上の有資格者によって構成されるものとする。

- 3.5 集会の開催指定時刻の30分後以内に、特定の議案の審議のための定足数の出席がない場合、定足数が満たされた議案の審議（もしあれば）を行うこと、またその効力を損なわないことを前提として、当該集会は、社債権者の要求により招集されたものである場合には、散会となる。その他の場合にあつては、当該集会は、正味14日以上および正味42日以下の範囲内の期間にわたって、議長が指定し発行支払代理人が承認する場所で開催される集会まで延期されるものとする。
- 3.6 延会においては、2名以上の有資格者（当該者が保有もしくは表章するプログラム上の社債の額面金額を問わない。）の出席をもって定足数が（以下の規定に従うことを条件として）構成されるものとし、当該出席者は、あらゆる特別決議またはその他の決議を採択し、また当初の集会において必要な定足数が満たされていれば適切に処理することが可能であった一切の事項を決定する権限を（以下の規定に従うことを条件として）有するものとする。ただしこの場合、第3.4項の但し書きに定める事項のいずれかが延会の議案に含まれる場合には、当該時点で未償還のプログラム上の社債の額面金額の25パーセント以上を総額で保有もしくは表章し、かつ出席している2名以上の有資格者によって定足数が構成されるものとする。
- 3.7 特別決議が提起される延会に関する招集通知は、当初の集会と同一の方法によってなされるものとするが、第3.2項に規定した「21日」は「10日」に読み替え、当該通知に該当する定足数を記載するものとする。以上の条件に従うことを条件として、延会の通知は交付を要しない。

4. 集会の議事

- 4.1 集会において提起される議案は、すべて、先ず挙手によって決定され、賛否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方において、自身が有資格者として有する議決権または複数の議決権（該当する場合。）に加えて、決定票を有するものとする。
- 4.2 集会において、議長、発行会社、保証会社（プログラム上の社債が当行による発行である場合を除く。）、もしくは出席した有資格者（保有するプログラム上の社債の額面金額を問わない。）が投票を要求（挙手の結果が宣言される以前に。）しない限り、決議採択もしくは一定の多数により採択、または否決もしくは一定の多数により否決を議長が宣言することにより、当該決議の賛成票もしくは反対票の票数または比率を記録した証拠を要することなく、当該事実の確定的な証拠となる。
- 4.3 第4.5項の適用を前提として、集会において投票が要求された場合、当該投票は、下記の規定に従って、議長が指示する方法により、直ちにまたは延期後に実施され、当該投票の結果は、投票実施日において、投票要求がなされた集会における決議とみなされる。投票が要求された場合であっても、投票が要求された議案以外の審議のための議事続行が妨げられることはない。
- 4.4 議長は、集会の同意を得た上で、当該集会を随時、また場所を変えて延期することができる（また、当該集会により指示された場合には、その指示に従う。）。ただし、延会では、延期となった当初の集会で（必要定足数の不足がなければ）適法に審議されたであろう議案のみを審議する。
- 4.5 議長の選任または延期に係る議案に関し集会において要求された投票は、延期することなく当該集会において実施されるものとする。

4.6 発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）の取締役もしくは役員ならびにそれぞれの弁護士およびファイナンシャル・アドバイザーは、集会に出席し発言することができる。当該規定に従うことを前提として、ただし発行支払代理契約の第 1.1 項に定める「発行済み」の定義の但し書きを損なうことなく、いかなる者も、有資格者でない限り、社債権者集会に出席、発言し、議決権を行使する権利、または第三者と共同で集会の招集を要求する権利を有しない。発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）、または発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）の子会社は、その保有する、またはこれらの利益のために保有されている、またはこれらに代わって保有されているプログラム上の社債の議決権を、関連する集会において行使することはできない。本条項のいかなる定めによっても、議決権一括行使指図書において指名された代理人が、発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）の取締役、役員、もしくは代表者であること、またはその他の関係を有することが妨げられることはない。

4.7 第 4.6 項の規定に従うことを前提として、集会における議決権数に関し、次のとおり定める。

- (a) 挙手による場合、出席した各有資格者は、それぞれ 1 個の議決権を有するものとする。
- (b) 投票による場合、出席した各有資格者は、呈示したプログラム上の社債シリーズの最小額面単位または出席者が有資格者となるプログラム上の社債の額面金額として発行支払代理人がその絶対的裁量により指定する金額に相当する、未償還のプログラム上の社債の額面金額ごとに、1 個の議決権を有するものとする。

議決権一括行使指図書において指定する代理人の義務を損なうことなく、2 個以上の議決権を有する者は、すべての議決権を行使することを要せず、また、すべての議決権を同一の方法によって行使することも要しない。

4.8 議決権一括行使指図書において指定する代理人は、社債権者であることを要しない。

4.9 社債権者集会は、以上の規定により付与される権限に加えて、特別決議による場合に限り行使可能な（第 3.4 項および第 3.6 項に定める定足数に関連する規定の適用を前提とする。）以下の権限を有するものとする。

- (a) 発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）またはその両方に対しプログラム上の社債もしくは利札またはその両方の保有者または関連口座保有者（約束証書の定義による。）が有する権利に関して、かかる権利が社債、約束証書、保証証書（該当する場合。）、またはその他に基づき生じるかを問わず、修正、廃止、変更、和解、もしくは調整を承認する権限。
- (b) プログラム上の社債に関して、発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）または設立済みもしくは設立予定のその他の法人組織のその他の債務もしくは有価証券との交換もしくは代替、またはこれらへの転換を承認する権限。
- (c) プログラム上の社債もしくは利札、またはその社債の要項、もしくは発行支払代理契約（その別紙を含む。）、約束証書、もしくは保証証書（該当する場合。）に定める規定の修正に同意する権限。

- (d) 社債の要項もしくは約束証書もしくは保証証書（該当する場合。）に基づく発行会社もしくは保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）のそれぞれの義務の違反または違反する提案、またはその他の理由により社債の要項に基づく債務不履行事由となる行為もしくは不作為に関し、権利を放棄または許可する権限。
- (e) 特別決議を実行し実施するために必要なあらゆる証書および文書の作成ならびにあらゆる行為および事項をなし、またこれらに同意する権限を発行支払代理人、登録機関、またはその他の者に付与する権限。
- (f) 特別決議により付与することが社債の要項に基づき定められている権限、指図、または承認を付与する権限。
- (g) プログラム上の社債の保有者の利益を代表する受任者としていずれかの者（プログラム上の社債の保有者であるか否かを問わない。）を任命し、プログラム上の社債の保有者が特別決議に基づき自ら行使できる権限または裁量権を当該受任者に付与する権限。

ただしこの場合、以下のいずれかに該当するプログラム上の社債または利札もしくは社債の要項の規定を修正する場合には、特別決議に関連して、第 3.4 項から第 3.6 項までの但し書きに定める定足数の特別規定が適用されるものとする。

- (i) プログラム上の社債の満期償還日もしくは償還期日、またはこれらの元本もしくは利息の支払期日の変更。
- (ii) 関連シリーズのプログラム上の社債の元本の減額もしくは取消し。
- (iii) 利率もしくは利息の金額の変更（または、これらを算定もしくは決定する方法もしくは基準の変更）、またはこれらに適用される割引率、償却率、またはその他の利益率の変更。
- (iv) プログラム上の社債の償還時に支払われる金額の変更（または、算定もしくは決定する方法もしくは基準の変更。）。
- (v) 約束証書もしくは保証証書（該当する場合）の規定の修正。
- (vi) プログラム上の社債の保有者の集会またはその延会における必要な定足数または特別決議を採択するために必要な多数に関する、別紙 6 に定める規定の修正。
- (vii) プログラム上の社債に関連して行われる支払い（またはその他の債務）の通貨の変更。
- (viii) 定足数に関する特別規定が適用されるプログラム上の社債の保有者の集会に従って付与することが社債の要項に基づき求められる、権限、指図、もしくは承認の付与と同等の効果のある行為。
- (ix) いずれかの方法による、本但書の変更。

4.10 別紙 6 に定める規定に従って、(i) 適法に招集され開催された社債権者集会において採択された決議、(ii) 決議書により採択された決議、または、(iii) 関連する決済機関を通しての電子的方法による本社債権者の同意により採択された決議はすべて、上記(i)に定める集会への出席の有無を問わず、また議決権行使の有無を問わず、すべての社債権者を拘束し、またすべての利札保有者、引換証保有者を拘束し、これらの者はそれぞれが当該決議を実施する義務を負い、また、当該決議の採択は、当該決議がなされた状況がその可決を正当化できるものであ

ったことの確定的な証拠となるものとする。社債権者が適法に審議した決議に関する議決の結果の通知は、当該結果が明らかとなった日付から 14 日以内に、社債の要項第 14 項に従って発行会社によって公表されるものとするが、この場合、公表されない場合であっても、当該決議が無効となることはない。

- 4.11 別紙 6 において「特別決議」という場合、(a)別紙 6 の規定に従って適法に招集され開催された社債権者集会において、挙手により議決権を行使した者の 75 パーセント以上の多数により採択された決議を、または投票が適法に要求された場合にあっては、当該投票により行使された議決権の 75 パーセント以上の多数により採択された決議、(b)すべての社債権者が署名、または社債権者に代わって署名がなされた決議書（当該決議書は、一の文書または同一の様式による複数の文書によることができ、それぞれ 1 名以上の社債権者によりまたは 1 名以上の社債権者のために署名される。）、または、(c) 当該時点で未償還のプログラム上の社債の額面金額の 75 パーセント以上を保有する保有者によりまたはこれらに代わって、関連する決済機関を通して電子的方法により提供された同意（発行支払代理人が満足する形において）を意味する。
- 4.12 各集会におけるすべての決議および議事に関し議事録が作成され、当該目的のために発行会社が随時提供する記録簿に適法に記入されるものとし、決議が採択されたまたは議事が実施された集会の議長が署名した議事録は、当該議事録に記載された事項の確定的な証拠となるものとし、反対の事実が証明されない限り、議事に関し議事録が作成された各集会は、適法に招集され開催され、採択された決議または実施された議事はすべて適法に採択もしくは実施されたとみなされるものとする。
- 4.13 決議書は、特別決議が実施された場合と同様の効力を有するものとする。
- 4.14 別紙 6 に定める他の規定にすべて従うことを前提として、発行支払代理人は、発行会社、保証会社（プログラム上の社債が当行発行によるものである場合を除く。）、社債権者、引換証保有者、もしくは利札保有者の同意を得ることなく、社債権者集会の招集もしくは開催またはその両方ならびに当該集会への出席および議決権行使に関し、発行支払代理人がその単独の裁量により妥当と判断するその他の規則（別紙 6 に定める 24 時間および 48 時間を単位とする期間の短縮適用を含むがこれに限定されない。）を定めることができる。発行支払代理人が定める規則はすべて、関連決済システムの実践慣行および機能を反映することを要しないが、反映することもできる。その他の規則に関する通知は、社債の要項第 14 項に従って、また集会の招集通知送達時に、またはそのいずれかの方法によって、社債権者に交付することができる。
- 4.15 (a) 発行会社が発行済みで未償還のプログラム上の社債のシリーズを複数有している場合、別紙 6 に定める上記規定は、以下の変更を加えた上で効力を有するものとする。
 - (i) 1 種類のシリーズのプログラム上の社債に限って影響が及ぶ決議は、当該シリーズのプログラム上の社債の保有者の個別集会において採択された場合、適法に採択されたと解釈されるものとする。
 - (ii) 複数の種類のシリーズのプログラム上の社債に影響が及ぶが、影響を受けたシリーズのプログラム上の社債のいずれの保有者間にも利益の相反を生じない決議は、影響を受けるすべてのシリーズのプログラム上の社債の保有者のための単一の集会において採択された場合、適法に採択されたと解釈されるものとする。
 - (iii) 複数のシリーズのプログラム上の社債に影響がおよび、影響を受けた 1 種類または複数シリーズのグループのプログラム上の社債の保有者と、影響を受けたその

他の1種類もしくは複数シリーズのグループのプログラム上の社債の保有者との間に、利益の相反があるまたは生じ得る決議は、影響を受ける各シリーズまたは複数シリーズのグループの保有者ごとの個別集会において適法に採択された場合に限って、適法に採択されたと解釈されるものとする。

- (iv) 以上の集会には、別紙6の以上のすべての規定が、それぞれの規定における「プログラム上の社債」、「社債権者」、および「保有者」を「シリーズまたはシリーズのグループのプログラム上の社債」、あるいは場合に応じて「当該プログラム上の社債の保有者」と読み替えて適用されるものとする。
- (b) 発行会社が米ドル以外の通貨建てで発行済み未償還のプログラム上の社債を有している場合、または複数の通貨建てのプログラム上の社債の保有者の集会である場合、以下の規定が適用される。
- (i) 前段第3.1項の目的上、当該社債の額面金額は、該当通貨を米ドルに換算する目的で発行支払代理人が指定する銀行における、集会開催の要求書面を発行会社が受領した日付の7取引営業日前の米ドル直物相場に基づく、米ドル相当額とするものとする。
 - (ii) 前段第3.4項、第3.6項、および第4.7項の目的上（集会またはその延会または投票に係るものであるかを問わない。）、当該社債の額面金額は、集会開催日の7取引営業日前の米ドル直物相場に基づく相当額とするものとする。

また、以上のすべての場合において、割引価格もしくはプレミアム価格で発行されたデュアル・カレンシー債、インデックス・リンク債、一部払込債、ゼロクーポン債、またはその他のプログラム上の社債の米ドル建て相当額は、これらのプログラム上の社債の当初の額面金額を基準として算定されるものとする。

以上の状況において、投票に際しては、出席した各人は、保有もしくは代表するプログラム上の社債の額面金額（前述のとおり換算する。）の1.00米ドルごとに1個の議決権を有するものとする。

8. 課税上の取扱い

香港の租税

- (1) 本社債に関する発行会社による支払いはすべて（元利金またはその他何に関する支払いかを問わない。）、香港または税金に対する権限を有する香港の地方政府もしくは公共団体によりまたはそのために、賦課、取り立て、徴収、源泉徴収または査定される一切の税金、賦課金その他の公租公課の請求から免除され、これらを源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合に発行会社は、当該源泉徴収または控除が求められなかったならば保有者が受け取るはずであった金額を、当該保有者が受け取ることとなるよう追加額として支払う。ただし、以下のいずれかの支払いのために呈示された本社債または利札に関しては、かかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債または利札の所持以外に香港と関係を有することを理由として、かかる本社債または利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される保有者によるまたはそのためである場合。

- (b) 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、その保有者がかかる 30 日間の最終日に支払いのためにかかる本社債または利札を呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
 - (c) かかる源泉徴収または控除が個人への支払いに対して課されたものであり、また貯蓄収入に関する理事会指令(Council Directive) 2003/48/EC、かかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。
 - (d) 関連する本社債または利札を欧州連合加盟国の別の支払代理人に呈示することにより、かかる源泉徴収または控除を回避できたはずであった保有者によるまたはそのためである場合。
 - (e) 1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、またはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除。
- (2) 本書における「関連日」とは、(i)問題の支払いについて支払期日が最初に到来する日、および(ii)発行支払代理契約に従い支払われるべき全額が当該期日またはその前に発行支払代理人に（または場合に応じて登録機関に）適切に支払われていない場合は、かかる全額がそのように適切に支払われ、保有者への支払いに充当できる状態で残っており、その旨の通知が「10. 通知」に従い本社債の保有者に与えられた日の、いずれか遅い方を意味する。
- (3) 発行会社が、いずれかの時点で香港以外の税管轄地の対象となった場合、該当するときには「2. 償還および買入れ (3) 税務上の理由による早期償還」および上記(1)における香港への言及は、香港および／またはかかるその他の税管轄地への言及に読み替えられ、解釈される。
- (4) 本社債の要項において、本社債に関する元本および／または利息への言及は、本項に基づいて支払われるべき追加額も指すとみなされる。文脈が別段求める場合を除き、本書における「元本」への言及は、本社債の要項に従い支払われるべき額面超過金、償還額、および元本の性質を有するその他の金額を含むものとし、「利息」への言及は、「1. 利息」に従い支払われるべきすべての金額、および本社債の要項に従い支払われるべき利息の性質を有するその他の金額を含むものとする。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をしたりした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（国税と地方税の合計）の源泉税を課される（なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。）。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われると考えられる。かつ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、原則として、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者である個人投資家が本社債を譲渡することにより生じた譲渡益の取扱いについては明確ではないが、2016年1月1日以降の譲渡その他一定の場合を除いて課税の対象とはならないと考えられる。内国法人が本社債を譲渡することにより生じた所得は、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者（ただし、2015年12月31日まで）および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債、利札、および本社債から生ずるまたは本社債に関連する非契約上の義務は、英国法に準拠し、同法に従い解釈される。

(b) 英国の裁判所

下記に従い、英国裁判所は、本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する紛争（それらの存在、有効性、解釈、履行、違反もしくは消滅、またはそれらの無効性の結果についての紛争、ならびに本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する契約外の義務に関する紛争を含み、以下「紛争」という。）を解決する専属管轄権を有し、したがって、紛争に関係する発行会社および本社債権者または利札保有者のそれぞれは、英国裁判所の専属管轄権に服する。

本項の目的において、発行会社は、いずれかの紛争を解決するにあたり英国裁判所が不便宜または不適切管轄であるとの理由で英国裁判所に異議を唱える権利を放棄する。

法により容認される範囲で、本社債権者および利札保有者は、いずれの紛争に関しても、(i) 管轄権を有する他の裁判所で訴訟を提起し、また(ii) いくつかの管轄区域で同時に訴訟を提起することもできる。

発行会社は、紛争に関する英国裁判所での訴訟における自己の訴状送達代理人として、ロンドン市カナダスクエア8所在のエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーを取消不能の形で任命し、場合に応じてエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーが何らかの理由で代理人を務めることができないか、または務めようとしなない場合に、発行会社は直ちに、紛争に関する英国での自己の訴状送達代理人として別の者を任命することに同意する。発行会社は、訴状送達代理人が訴状を発行会社に通知しないことによって送達が無効とならないことに同意する。本社債の要項のいずれの定めも、法が容認する他の方法で訴状を送達する権利に影響を与えないものとする。

10. 通知

本社債の保有者への通知は、香港において広く配布されている有力な日刊新聞（South China Morning Post を想定している。）で発表する場合に、またはかかる発表が実行可能でない場合は、アジアにおいて広く配布されている英語の有力な日刊新聞で発表する場合に、（または仮大券もしくは恒久大券により表章される本社債であれば、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクならびに／もしくは他の該当する決済機関それぞれの記録で本社債における権益を有するとして示されている者へのそれらの機関による連絡のために当該機関に交付される場合に、）有効になされるとみなす。このようになされる通知は、かかる最初の発表日（もしくは、複数の新聞で発表することを求められる場合は、求められるすべての新聞で発表が行われた最初の日）、またはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクならびに／もしくは当該他の決済機関へのかかる交付日に、有効に与えられたとみなす。利札保有者は、すべての目的において、本項に従い本社債の保有者に与えられる通知の内容を知っているとみなされる。本項に従い与える各通知の写しは、いかなる場合もユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関に交付される。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面金額および権利

(a) 様式および額面金額

本社債は、無記名式で発行される（以下「無記名式社債」という。）。本社債は、仮大券により表章される。

仮大券は、恒久大券に規定される限定的な場合のみ確定社債券（以下「確定社債券」という。）と交換可能な恒久大券により表章される。恒久大券または確定社債券への交換は交換日以降になされる。「交換日」は、発行日から40日目以降の日をいう。

本社債は、上記で示された額面金額で発行される。

確定社債券は、当初の受渡しの時点で利札が添付され、利札の呈示は、一定の状況を除き利払いの前提条件となる。

(b) 権利

本社債の権利は、受渡しにより移転する。本書での本社債または利札の「保有者」への言及は、当該本社債または当該利札の保有者を指す。無記名式大券により表章される本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの当面の規則および手順に従ってのみ譲渡可能である。

本社債または利札の保有者は、(適用される法律または規制上の要件により別段求められる場合を除き)すべての目的において(期日を過ぎているか否かを問わず、その所有権、信託もしくはそれにおける権益の通知、そこに記載されている事項、またはその盗難もしくは紛失にかかわらず)、その絶対的所有者として扱われ、その他の者は、かかる保有者をそのように扱うことについて責任を負わない。

本社債のいずれかが、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保有される大券により表章される限りにおいて、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録で当該本社債の特定の額面金額(それに関し、いずれかの者の口座に置かれている当該本社債の額面金額についてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行された証明書またはその他の文書は、明白な誤りがある場合を除きすべての目的において決定的であり、拘束力を有するものとする)の保有者として明示されている各者(ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルク以外)は、発行会社およびその代理人により、下記を除くすべての目的において当該本社債の当該額面金額の保有者として扱われるものとする。当該本社債の当該額面金額の元本または利息の支払いに関しては、無記名式大券の保有者が、該当する大券の条件に従い発行会社およびその代理人により当該本社債の当該額面金額の保有者として扱われるものとし、「本社債権者」および「本社債の保有者」という表現ならびに関連する表現は、これに応じて解釈するものとする。

本社債は、「6. 債務不履行事由および清算」で述べる一定の状況においてその保有者により支払期日を早められることがある。かかる状況において、本社債が依然として大券により表章されており、その大券(またはその一部)が本社債の条件に従い支払うべきものとなり、支払うべき金額の全額支払いが大券の規定に従い行われていない場合、大券は、当該日の午後6時(香港時間)をもって無効となる。同時に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにおける口座に貸記されている当該大券における権益の保有者は、約束証書の条件に従い、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより提供された勘定書に基づき、該当する発行会社に対し直接的に手続を行う権利を有するようになる。

(2) 時効

本社債に関する元本および利息の支払いの請求権は、元本であればその支払いのための関連日から10年以内、利息であれば5年以内に請求しない場合に、時効が成立し、無効となる。

(3) 本社債の代替社債券

本社債または利札は、それが紛失し、盗難に遭い、棄損し、汚れ、または破棄された場合に、発行支払代理人の指定事務所において再発行ができるが、すべての適用法に従い、当該再発行に関連して生ずるすべての経費を請求者が支払い、かつ、証拠、保証、補償およびその他についての発行会社が求め得る条件で行うものとする。棄損したまたは汚れた本社債および利札は、再発行される本社債および利札が受け渡される前に引き渡さなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、本社債または利札の保有者の承諾なく随時、追加の社債を、当該本社債とすべての点において(または、それらに付される利息(もしあれば)の最初の支払いおよび/もしくは

その額面金額以外のすべての点において) 同じ条件で、本社債とともに同一のシリーズを形成するように、創設し発行することができる。

(5) 通貨補償

本社債が表示される通貨(以下「契約通貨」という。)は、本社債に関して発行会社が支払うべきすべての金額(損害賠償金を含む。)の勘定および支払いの唯一の通貨である。発行会社からある本社債または利札の保有者に支払うと明示された金額に関し、当該保有者が契約通貨以外の通貨で受領したまたは回収した(管轄裁判所の判決または命令の結果としてか、それらの執行の結果としてか、その他かを問わない。)金額は、当該受領または回収の日に(または、当該日に購入することが実行可能でない場合は、それが実行可能である最初の日に)当該他の通貨でそのように受領または回収した金額によって当該保有者が取得できる契約通貨の金額の範囲に限り、発行会社に対する免責を構成するものとする。その金額が、本社債または利札に関し当該本社債または利札の保有者に支払うと明示された契約通貨の金額に満たない場合、発行会社は、その結果として当該保有者が被った損失につき当該保有者に補償をするものとする。いかなる場合も発行会社は、かかる取得の際に合理的に生ずる費用につき、かかる各保有者に補償をするものとする。これらの補償は、発行会社のその他の義務とは別個独立の義務を構成し、別個独立の訴訟原因を生じさせるものとし、本社債または利札の保有者により認められる履行猶予にかかわらず適用されるものとし、本社債に関して支払うべき金額について確定された金額の判決、命令、請求もしくは証拠、またはその他いずれの判決もしくは命令にもかかわらず、完全な効力を有し続けるものとする。上述の損失は、本社債または利札の該当する保有者が被った損失を構成するとみなすものとし、実際の損失の証拠は発行会社により求められない。

(6) 権利放棄および救済措置

いずれかの本社債の保有者側で本社債の要項に基づくいずれかの権利を行使しないことおよび行使が遅延することは、その権利の放棄とはならず、かかる権利の単一または部分的行使は、当該権利のその他もしくは将来の行使または他の権利の行使を不可能にしないものとする。本社債の要項に基づく権利は、法により規定されるその他すべての権利に追加されるものとする。いずれの場合に与えた通知または要求も、同一の、類似のまたは他の事例においてかかる通知または要求なく他の措置を講ずる権利の放棄を構成しないものとする。

(7) 第三者の権利

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(8) 投資に関する留意点

購入予定者は、発行されるプログラム上の社債への投資を行う前に、本募集目論見書に記載されている他の情報に加え、下記の留意点を慎重に検討すべきである。現時点で発行会社が把握していない追加の留意点および不確実性または発行会社が現時点では重要ではないとみなしている留意点および不確実性もプログラム上の社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。以下に記載されている事由が発生すると、発行会社およびその子会社(以下「当グループ」という。)の事業、財政状態もしくは経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、元本および／または利息が指数、計算式、証券、金利またはその他の要因（裏付けとなっている資産またはその他の資産の各々を、以下「参照資産」という。）などの一または複数の変数を参照することによって決定されるプログラム上の社債を発行することができる。プログラム上の社債は投資家にとって特定のリスクを含んだ特徴を備えている。以下の記載は、プログラム上の社債の購入予定者が購入に際して考慮すべきリスクの一部について説明したものである。

総論

プログラム上の社債への投資は投機的であり、重大なリスクを伴う可能性がある。社債権者は、場合により最低償還金額に従って投資の一部または全額を失うおそれがあることを理解する必要がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を参照することによって決定されたプログラム上の社債の投資リターンは変動によって左右され、伝統的な負債証券に投資することによって受け取る金額を下回る可能性がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を予測することはできない。プログラム上の社債は参照資産のレベルおよび／または価値を参照することによって早期償還される可能性がある。本社債における償還は、本募集目論見書に記載されている方法で償還される。

プログラム上の社債への投資がすべての投資家に適している訳ではない

プログラム上の社債の各購入予定者は、自身が置かれた状況に照らし、当該投資の適合性について判断しなければならない。とりわけ以下の点に留意すべきである。

- (i) プログラム上の社債、プログラム上の社債に投資するメリットとリスクおよび本募集目論見書または本募集目論見書への修正において記載または組み込まれた情報を有意義に評価できる十分な知識と経験を有すること。
- (ii) 具体的な財務状況において、プログラム上の社債への投資およびかかる投資が投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する適切な分析ツールを利用できるとともに、かかる分析ツールに関する知識を有すること。
- (iii) プログラム上の社債への投資に伴うすべてのリスク（一つの通貨または複数の通貨で元利金が支払われる場合、または元利金の支払通貨が購入予定者の本国通貨と異なっている場合を含む）に耐える十分な金融資産と流動性を保有していること。
- (iv) プログラム上の社債の要項を十分に理解すること、および関連する金融市場の動きに精通していること。
- (v) 経済、金利、自身の投資およびそれに伴うリスク負担能力に影響を及ぼすその他の要因に関して予想されるシナリオについて（単独で、または財務顧問の助言を得て）評価できること

信用リスク

プログラム上の社債は、発行会社の直接の、無担保非劣後債務であり、その他いかなる者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化しそうな場合、発行会社はプログラム上の社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある（発行会社の信用リスク）。発行会社が支払不能またはプログラム上の社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

発行会社のいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

プログラム上の社債は無担保債務である

プログラム上の社債は無担保のため、プログラム上の社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、プログラム上の社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合には、当該投資家はいかなる参照資産または担保権／担保財産に対しても訴求できず、最悪の場合には、プログラム上の社債に基づく支払いを一切受けられない可能性がある。

プログラム上の社債は通常の債務証券ではない

プログラム上の社債への投資は、定期預金への投資と同等のものではない。プログラム上の社債は利息の支払いがなされない可能性があり、償還の際には、参照資産のパフォーマンスによっては投資金額を下回る金額しか返還されないかまたは全額返還されない場合もあることから、プログラム上の社債の条件は通常の債務証券の条件とは異なっている。

プログラム上の社債への投資金額の償還額および投資利益率は変動する可能性があり、これらは保証されない。低利回りで、キャピタル・リスクが少ないかまたは全くない定期預金や類似の投資とは異なり、プログラム上の社債はより大きな収益を得られる可能性があるものの、より高い資本喪失リスクを伴っている。結果として、投資家の資本は当初の投資金額を下回るおそれがある。

プログラム上の社債は、裏付けになっている参照資産の価値またはレベルに連動するよう設計されている場合がある。参照資産は裏付けになっている価値またはレベルの変動または株式全般およびその他市場の状況を反映する可能性があることから、参照資産の価値は激しく変動するおそれがある。したがって、裏付けとなっている参照資産が予想通りに変動しない場合には、プログラム上の社債から得られる収益は投資金額を下回るか、最悪の場合には全く収益をあげられないリスクがある。かかる場合、投資家は投資金額の全額を失う可能性がある。さらに、裏付けとなる参照資産の発行会社が倒産した場合には当該参照資産の価値はゼロになるリスクがあることに留意する必要がある。その結果、プログラム上の社債の価値は悪影響を受け、最悪の場合にはゼロになり、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うことになる。

プログラム上の社債に関するキャピタル・リスク

プログラム上の社債への投資金額の償還は完全に保証されるものではない。結果的に、投資家の資本は、当該プログラム上の社債に当初投資された金額を下回るおそれがある。

参照資産を所有していない

参照資産に関連するプログラム上の社債に対する投資は参照資産への投資と同じではなく、（プログラム上の社債と参照資産の交換決済する前に）参照資産を裏付けにしている証券の保有者に付与される権利（議決権および配当受領権など）は社債権者には提供されない。

プログラム上の社債に関して活発な取引市場または流通市場に流動性が存在しない可能性がある

発行されるプログラム上の社債は新しい証券であり、広く分売されない可能性があるため、

活発な取引市場がない（ただし、ある特定のトランシェの場合には、そのトランシェは発行済みのトランシェと併合され、当該トランシェと単一のシリーズを構成する。）。プログラム上の社債が当初の発行後に取りされる場合、特に実勢金利、類似のプログラム上の社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料および発行会社の財政状態によっては、当初の募集価格よりも低い価格で取引される可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資に際して、投資家は取引が困難または不可能となるリスクに晒されている。

プログラム上の社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場におけるプログラム上の社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。プログラム上の社債は上場されていないため、プログラム上の社債の価格に関する情報を取得するのはより困難であり、プログラム上の社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、プログラム上の社債が償還または買入消却された場合、未償還のプログラム上の社債の数は減少し、プログラム上の社債の流動性の減少の原因となる。プログラム上の社債の流動性の減少は、プログラム上の社債の価格の変動率の上昇を生じさせる可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するためにプログラム上の社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、プログラム上の社債の償還まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

不可抗力

計算代理人が自らの絶対的裁量により、プログラム上の社債に基づく発行会社の義務（またはこれに関連して行われた、ヘッジ取引もしくは資金調達取引に基づく発行会社の指定する関連会社の義務）の履行がその一部またはすべてにおいて違法または実行不可能になると判断した場合、発行会社が計算代理人により決定される金額の支払いと引き換えに、プログラム上の社債に基づく義務を終了するリスクに社債権者は晒されている。この金額は、当該終了直前のプログラム上の社債の公正市場価値と等しく、かかる事由の結果、発行会社および／またはその関連会社がプログラム上の社債または関連するヘッジ契約もしくは資金調達取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して調整される。かかる早期償還の結果、社債権者はその投資の一部または全部を失うおそれがあり、その場合には、関連する参照資産を裏付けにしている証券の将来の値上がりおよびプログラム上の社債に対する将来の支払利息を受け取れなくなる。

プログラム上の社債の価値および取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前のプログラム上の社債の価値は、(i)プログラム上の社債の取引価格、(ii)参照資産のレベルおよび／または価値および変動性、(iii)満期までの残存期間、(iv)中間金利および配当利回りの変動、(v)為替レートの変動、(vi)市場の状況および参照資産の流動性、ならびに(vii)関連する取引費用などの多くの要因に左右されることが予想される。これらの要因の結果として、社債権者が満期前にプログラム上の社債を売却できる価格は当初に投資した金額を下回る可能性がある。かかる各々の要因は複雑な形で相互に関連している（例えば、ある要因は、他の要因によって生じたプログラム上の社債の取引価値の増加額を相殺してしまう可能性がある。）。投資家は、プログラム上の社債の価値が、以下の要因の一つまたは複数の要因により不利な影響を受けるかもしれないというリスクに晒されている。

(a) 参照資産のレベルまたは価値の変動

参照資産の価値またはレベルの変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼす可能性がある。同時に、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債の満期または早期償還までの残存期間中における参照資産の価値もしくはレベルの変動についての予測が、プログラム上の社債に関して支払われる金額に悪影響を及ぼすというリスクにも晒されている。参照資産のレベルは時間と共に変化することがあり、企業行動、マクロ経済の要因や投機等の各種要因を参照して増減する可能性がある。

(b) 金利

金利の上昇によって参照資産の価値は低下し、ひいてはプログラム上の社債の価値の下落を招くおそれがある。金利の変動は参照資産の裏付けになっている証券が売買されている国の経済にも影響を及ぼすため、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすおそれもある。

(c) 参照資産の変動性

参照資産の価値における市場変動の規模と頻度が増加または減少すると、プログラム上の社債の取引価値は不利な影響を受ける可能性がある。

(d) 満期までの残存期間

プログラム上の社債は、金利のレベルおよび参照資産のレベルに基づいて予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、プログラム上の社債の満期前の期間における参照資産に関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の償還までの残存期間の減少に伴い、このタイム・プレミアムはおそらく減少し、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

(e) 配当率

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に対する配当率またはその他の分配率の変化によってプログラム上の社債の取引価値が不利な影響を受けるリスクに晒されている。参照資産における配当率またはその他の収益率が上昇すると、プログラム上の社債は、一般的には、償還時に支払われる金額の増加またはかかる配当のパススルー支払いの方法により配当の上昇を反映しないため、その取引価値は下落するおそれがある。

価格決定

判定過程の一環として、プログラム上の社債は、参照資産のレベルや価値の観測が行われる時間および証券取引所その他の場所を指定することができる。参照資産のレベルや価値がどのように計算されるかにより、当該参照資産のレベルや価値は取引日を通じて変動する可能性があり、急激に変化することがある。したがって、プログラム上の社債の収益は、特に判定時間と判定方法の選択に敏感であり得ることに投資家は留意すべきである。証券取引所その他の場所において、ある特定の時間における原資産の価値の確定に使用される「価格発見」方法は、取引日を通じて統一されていない可能性がある。これにより、プログラム上の社債の発行の判定に影響を与える場合がある。例えば、証券取引所は始値または終値を設定するためにオークションを実施することがあり、営業時間外取引の特徴や取引参加者は、通常の営業時間内の取引とは異なる場合がある。

潜在的な利益相反

発行会社またはその関連会社は、随時、(i)参照資産の発行会社または参照資産に関する債務者が行う取引に関して発行会社または債務者に助言する、(ii)自己勘定もしくは管理下にある他の口座で参照資産が関係する取引に従事する、(iii)プログラム上の社債に関し、参照資産を購入することによってヘッジ取引を実行する、または(iv)一定の参照資産に関するリサーチ・レポートを公表する。かかる活動により、当該参照資産の価値、さらには参照資産が関連するプログラム上の社債の価値は不利な影響を受ける可能性がある。

発行会社の一定の関連会社または発行会社自体が、(i)プログラム上の社債の発行に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性があり、(ii)プログラム上の社債に関する決定および計算について責任を負う計算代理人となる可能性があり、また(iii)参照資産を参照するプログラム上の社債の購入または保有とは一致しない意見を表明するまたは推奨を行うリサーチ・レポートを発表する場合がある。したがって、発行会社とその関連会社の間および発行会社またはその関連会社の利益とプログラム上の社債保有者の利益の間の両方に、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料およびヘッジ費用

プログラム上の社債の当初の発行価格には、発行会社および／またはその関連会社が請求する販売手数料または費用およびプログラム上の社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用(見積費用を含む。)が含まれている場合がある。したがって、発行により、発行会社またはその関連会社が流通市場で投資家から購入したいとするプログラム上の社債の価格(もしあれば)は、当初の発行価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料およびヘッジ費用は、プログラム上の社債の早期償還により支払われる償還金額から控除されることがある。さらに、かかる価格は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社または関連会社を使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済情勢がプログラム上の社債に及ぼす影響

債務証券市場は、アジアおよび他の地域や国における経済情勢と市況、金利、為替レートおよびインフレ率の影響を受ける。その他の地域で発生する事由が市場の変動を引き起こさないという保証、またはかかる市場の変動がプログラム上の社債の価格に悪影響を及ぼさないという保証、または経済情勢と市況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はない。

発行会社および関連会社のヘッジ取引

発行会社またはその関連会社は、プログラム上の社債に関するヘッジ取引(参照資産の購入を含む。)を行うことができるが、ヘッジ取引を義務付けられることはない。発行会社の一部の関連会社も証券業務の一環で定期的に参照資産を売買することがある。こうした取引は潜在的に参照資産の価値に影響を与える可能性があり、その結果、プログラム上の社債の価値にも影響を及ぼすおそれがある。

計算代理人の裁量および評価

支払利息および／または償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、レベルまたは価額を参照することがあり、かかるレート、レベルまたは価額が関連する時間に表示されない場合には、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で善意に決定するレート、レベルまたは価額(場合に応じて)を

参照することがある。プログラム上の社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。したがって、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債に基づく支払いの計算およびその他の決定は、最終的には一当事者（発行会社自体またはその関連会社の場合がある。）によって行われ、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクに晒される。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難な場合がある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、プログラム上の社債に基づく支払いに行われた調整が正当であり、プログラム上の社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクに晒される。

プログラム上の社債に関して計算代理人が行った計算および決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社およびすべてのプログラム上の社債権者を拘束するものとする。計算代理人はプログラム上の社債権者に対する義務はなく、プログラム上の社債の要項に従って拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。

ヘッジに関する一定の留意点

参照資産への投資に伴う市場リスクをヘッジするためにプログラム上の社債を購入予定の投資家は、プログラム上の社債の価値は、プログラム上の社債が関係している参照資産の価値とは必ずしも連動しないリスクがあることを認識する必要がある。プログラム上の社債の需要と供給は変化するため、プログラム上の社債の価値は参照資産の動きに連動するという保証はない。さらに、償還の数式には上限が設定されることがある。こうした理由から、とりわけ、関係する参照資産の価値を計算するために利用された価格ではポートフォリオに組み入れられている資産を購入または現金化できない可能性がある。したがって、ヘッジ手段としてプログラム上の社債に投資する投資家は、かかる価値の相違から生じるリスクに晒される可能性がある。

法の変更

プログラム上の社債の要項は、募集目論見書の日付時点で有効な英国法に基づいている。プログラム上の社債の要項の解釈および／または効力がプログラム上の社債の所有者の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。プログラム上の社債の価値も参照資産の上場場所もしくは設立場所の法律の変更によって影響を受けるおそれがある。

本募集目論見書の日付より後に公表される可能性のある司法の判断または英国法もしくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

振替システム

プログラム上の社債は、関連する補足条件書に記載されている関連する振替システムによってまたはそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分を当該関連振替システムを通じてのみ取引することができ、譲渡、支払いおよびプログラム上の社債における支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、振替システム等の手続に依拠しなければならない。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。プログラム上の社債権者は、プログラム上の社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、関連する振替システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄および債務引受け

プログラム上の社債への投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、プログラム上の社債の要項の条件の修正がプログラム上の社債権者の同意なく行われることがある。

- ・ 修正がプログラム上の社債権者の利益に重大な損害を及ぼすものではないこと
- ・ プログラム上の社債の修正が、形式的、微細もしくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合または強行法規を遵守するために行われる場合

取引単位についての制限

関連する補足条件書に規定されている場合、投資家は、プログラム上の社債の行使または売却を行う1回あたりの最小取引単位または対価の総額を指定して、これを提示または転売しなければならない。従って、指定された最小取引単位または対価の総額を下回るプログラム上の社債を有する投資家は、自らの投資を現金化するために、いずれの場合も取引費用を負担した上で、かかる本社債を売却または追加購入しなければならない。また、かかる社債の投資家には、本社債の取引価格と本社債の満期償還額または期限前償還金額（場合による。）との間に差損が発生するリスクがある。

早期償還のリスク

本募集目論見書に記載されている要項の一部（ロックアウト条項など）を満たしている場合には強制的に早期償還が行われる。そのため、投資家は、プログラム上の社債は定められた満期償還日前に終了する可能性があることを認識する必要がある。その結果、プログラム上の社債の投資家は将来の利息もしくはその他の支払いだけでなく、裏付けとなっている参照資産の価値の上昇または下落（該当する場合）による利益その他支払いを受け取れなくなる。

プログラム上の社債は早期償還されることがある

香港のいずれかの法律、規則もしくは決定が変更された結果、発行会社がプログラム上の社債に関して支払う金額の増額を余儀なくされた場合には、プログラム上の社債の要項に従って残存するプログラム上のすべての社債を償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、プログラム上の社債に投資された金額、またはプログラム上の社債について当該償還が行われていなければそれに基づいて受領していたはずの金額を下回る可能性があるほか、投資家はプログラム上の社債に関するその後の利息の支払い（もしあれば）をそれ以上受け取れなくなる。社債権者は、当該償還後に生じる可能性のある参照資産の価値またはレベルの上昇による恩恵は享受できないことになる。

期限の利益喪失事由の発生により、支払いが遅滞または減額される可能性がある

プログラム上の社債に関する期限の利益喪失事由（上記「6. 債務不履行事由および清算(1)債務不履行事由」で定義されている。）発生後、計算代理人がプログラム上の社債の支払期限が直ちに到来した旨の決定を行った場合には、投資家はプログラム上の社債の額面金額全額を得ることはできず、その権利は、補足条件書に記載されている元本金額の一部および（もしあれば）未払利息に限られる。

社債権者集会

プログラム上の社債の要項には、プログラム上の社債の保有者の利益全般に影響を及ぼす事項について検討する社債権者集会の招集規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の過半数のプログラム上の社債の保有者の意思が、関連の社債権者集会に出席せず、議決権を行使しなかったプログラム上の社債の保有者および大多数とは異なる投票を行ったプログラム上の社債の保有者も含むプログラム上の社債のすべての保有者を拘束することを認めている。したがって、プログラム上の社債の投資家には、同意なくプログラム上の社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

確定利付債券に特有のリスク

プログラム上の確定利付社債への投資には、その後の市場金利の変動によりプログラム上の確定利付社債の価値が悪影響を受けるリスクが伴う。

投資家は、市場金利がプログラム上の社債に関して支払われる固定金利を上回っても、市場金利の増加による利益を得ることができない。

プログラム上の社債に対する金利の影響

プログラム上の社債への投資家は、その後の金利の変動がプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。プログラム上の社債への投資には、プログラム上の社債の額面通貨に関する金利リスクが伴う。マクロ経済、政府、投機および市場心理等の各種要因が金利に影響する。金利の変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼすおそれがある。

信用格付けは全てのリスクを反映していないことがある

一または複数の独立した格付会社が、プログラム上の社債の発行に格付けを付与する場合があります。格付けは、商品設計、市場および上記に述べた追加的な要因ならびにプログラム上の社債の価値に影響を与え得るその他要因に関連した全てのリスクから生じ得る潜在的な影響を反映していない場合があります。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

投資に関する法規制により一部の投資は制限される場合がある

一部の投資家による投資活動は、投資に関する法律と規則、または一部の当局の審査や規制により制限を受ける。投資予定者は、自身の法律顧問に相談した上で、以下に該当するか否か、またはその範囲について判断する必要がある。(i)プログラム上の社債は合法的な投資であること、(ii)プログラム上の社債が各種借入れの担保として利用できること、(iii)プログラム上の社債の購入または質権の設定にはその他の規制が適用されること。投資家はそれぞれの法律顧問や適切な規制当局に相談した上で、適用されるリスク・ベースの自己資本ルールまたは類似のルールに基づくプログラム上の社債の適切な取扱いについて判断する必要がある。

プログラム上の社債に関する税制

プログラム上の社債が関係する取引は、とりわけ購入予定者の地位および譲渡税と登録税に関する法律に左右される税効果を購入予定者にもたらす可能性がある。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務が物理的に決済される場合、資産の譲渡または資産譲渡契約に関し、印紙税、印紙保留税および／または類似の譲渡税を課税される可能性がある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収によってプログラム上の社債に対する支払いは影響を受けるおそれがある

プログラム上の社債は大券の形式で発行され、例外的な場合を除き通常は振替システムにおいて保有されているが、1986年米国内国歳入法第1471条から1474条（以下「FATCA」という。）において課される新しい報告制度および潜在的源泉徴収税によって振替システムが受領する支払いの金額が影響を受けるとは予想されていない。しかし、カストディアンまたは仲介者が一般的にFATCA源泉徴収のない支払受領ができない場合、当該カストディアンまたは仲介者に対する支払いは、最終的な投資家につながる一連の支払いにおいて、FATCAの影響を受ける可能性がある。FATCAは、FATCA源泉徴収のない支払いを受け取る権利を付与されていない金融機関である最終的な投資家に対する支払い、またはFATCA源泉徴収されずに行われる支払いのために必要な情報、書式、その他のドキュメンテーションまたは同意をブローカー（または支払いを受け取る他のカストディアンもしくは仲介業者）に提供していない最終的な投資家に対する支払いにも影響を及ぼす可能性がある。投資家は、カストディアンまたは仲介業者を慎重に選定し、各投資家がFATCAまたはFATCAと関連する他の法律や契約の遵守を徹底させる必要があるほか、カストディアンまたは仲介業者がFATCA源泉徴収のない支払いを行うために必要な情報、書式、その他のドキュメンテーションもしくは同意を各々のカストディアンまたは仲介者に提供する必要がある。投資家はFATCAのより詳細な説明およびFATCAが投資家にどのような影響を与えるかについて自身の税務顧問に相談すべきである。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務は、（本社債の持参人としての）振替システムの共通預託機関またはコモン・セーフキーパーに支払った時点で債務を免除されるため、それ以降に振替システムおよびかかるカストディアンまたは仲介業者を通じて送金された金額についてはいかなる責任も負わない。さらに、米国と政府間合意（以下「IGA」という。）を締結した管轄における外国金融機関は、当該外国金融機関がIGAの条件および実施法令を遵守することを条件として、一般的にはFATCAまたはIGA（もしくはIGAを実施する法令）に基づいて、当該金融機関の行う支払いについて源泉徴収を行うことを想定していない。

米国追加雇用対策法によってプログラム上の社債に対する支払いは影響を受けるおそれがある

米国追加雇用対策法においては、一定の条件を満たす場合、一定の金融商品に基づき支払われる、または支払ったとみなされる米国源泉の配当に起因する金額に30%の源泉徴収が課税される。米国追加雇用対策法の関連する条項が重要な点において本社債に適用されるか否かは不確定であるが、仮に発行会社または源泉徴収代理人が源泉徴収を行う必要であると判断した場合、発行会社または源泉徴収代理人は源泉徴収された金額について追加の金額を支払う義務を負わない。

情報

プログラム上の社債の発行に関連し、参照資産の発行会社の財政状態や信用度に関する調査は行われていない。プログラム上の社債の投資家は、参照資産および当該発行会社に関し、参照資産に直接投資している場合と同様の情報を入手し、それを評価する必要がある。さらに、投資家は、参照資産の過去のパフォーマンスを将来の結果を予測したもののみならずはならないことを理解する必要がある。

証券の発行会社その他の作為または不作為

一定の状況下において、プログラム上の社債に関連するまたはリンクしている証券の発行会社の作為もしくは不作為、または発行会社の支配が及ばないその他の者の作為もしくは不作為（プログラム上の社債に対する修正、または早期償還や期限前終了（該当する場合）を発生させる作為を含む。）は、社債権者の権利および／またはプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場障害事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関連して市場障害事由が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、プログラム上の社債に関して市場障害事由が発生する可能性がある。関連する証券取引所が通知なく定時より早く閉場されること、取引に制限が課されること、取引が停止されること、および市場参加者による評価の入手または取引の実行が妨げられること。

計算代理人により市場障害事由が発生したと判断された場合には、その結果として、プログラム上の社債の価値は、かかる社債の発行延期または提供された評価の修正によって悪影響を受ける可能性がある。参照資産の最終レベルまたは終値は、関連する参照資産を構成している残りの証券を参照することによって計算することができる。

追加障害事由

投資家は、プログラム上の社債に関し、本書に記載されている一定の状況下において追加障害事由が発生することに留意する必要がある。プログラム上の社債に関して追加障害事由が発生した場合、発行会社はその単独かつ絶対的裁量でプログラム上の社債を継続するか否かについて決定でき（継続を決定した場合には行われる修正を決定できる）、または計算代理人はプログラム上の社債に関して早期償還日を指定し、社債権者は計算代理人が状況により補償として公正であるという計算代理人の判断に基づいて「早期消滅決済額」を受け取る。

「法の変更」が補足条件書において追加障害事由として指定されている。「法の変更」は、法の変更により、発行会社がプログラム上の社債に基づく債務をヘッジすることは違法であるかもしくは違法になると判断した場合、または発行会社もしくは指定された関連会社がプログラム上の社債に基づく債務の履行するため重大な費用増加を負担する場合に発生しうる。

関連するプログラム上の社債に関し、当初に予定された満期償還日よりも前にかかる早期償還が発生すると、社債権者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に発生する関連の参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

臨時事由

プログラム上の社債に関し、参照資産において一定の事由（合併、株式公開買付もしくは株式交換、上場廃止、国有化もしくは政府機関に対する譲渡、または参照資産の発行会社の倒産もしくは破産など）が発生するリスクが存在する。かかる事由が発生した場合、計算代理人は社債の要項の修正およびプログラム上の社債の償還など一定の措置を講じることができる。

本社債が早期償還された場合、当該保有者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に生じ得る参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

潜在的調整事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関して一定の状況（証券の分割、併合もしくは種類変更、配当もしくは特別配当の分配、参照資産の発行会社による償還もしくは買戻し、または関連する参照資産の理論価値を希薄化もしくは増大化する効果のあるその他の事由など）が発生するリスクに晒されている。かかる状況が発生したと判断した場合、計算代理人はその単独かつ絶対的裁量で、プログラム上の社債が関連する参照資産の数、償還計算式、プログラム上の社債の他の決済、支払い、その他の規定に対し、妥当と判断した関連する修正を行うとともに、かかる修正の効力発生日を決定することができる。かかる修正の結果としてプログラム上の社債の価値は悪影響を受けるおそれがあるほか、その保有者は結果的に投資の一部または全部を失う可能性がある。計算代理人は、自らの判断により、状況に照らし公正と判断した金額をプログラム上の社債の保有者に支払うことによりプログラム上の社債の終了を決定することもでき、かかる判断により社債の保有者は損失を被ることがある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
平成27年5月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書または半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書およびその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書およびその補足書類ならびに外国会社半期報告書およびその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において、変更その他の事由はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1 保証会社情報

該当事項なし。

第2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

K L a b 株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号

(2) 理由

本社債は、「第一部 証券情報、第2 売出要項 売出社債のその他の主要な事項 1. 利息」に記載の条件に従い、いずれかの判定日において、当該会社の普通株式の終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が判断した場合、利率が額面金額に対して年0.10%に変更される。また、「第一部 証券情報、第2 売出要項 売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ (2) ノックアウト早期償還」に記載の条件に従い、いずれかの判定日において、当該会社の普通株式の終値がノックアウト価格以上であると計算代理人が判断した場合、額面金額で早期償還され、本社債の満期における償還は、同「(1) 満期における償還」に記載の条件に従い、最終判定日における当該会社の普通株式の最終価格が行使価格未満であり、かつノックイン事由が発生していると計算代理人が判断した場合、当該会社の普通株式の受渡しおよび（もしあれば）現金調整額の支払いによりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社、ディーラー、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数（注1）	上場金融商品取引所または登録認可金融商品取引業協会名	内容（注2）
		（平成27年5月13日現在）		
普通株式	普通株式	37,496,700株	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株

（注1）発行済株式数には、平成27年5月1日から平成27年5月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

(注2) 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第15期）

（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

平成27年3月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第16期第1四半期）

（自平成27年1月1日 至平成27年3月31日）

平成27年5月13日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年6月22日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年3月31日に、関東財務局長に提出

④ 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

K L a b 株式会社 本店

（東京都港区六本木六丁目10番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第3 指数等の情報

該当事項なし。



「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

Certificate of Eligibility for Shelf Registration

29 May 2014

To: Director-General of Kanto Local Financial Bureau

Issuer: The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

Representative of the Issuer:

Name: Peter Wong Tung Shun
Title: Deputy Chairman and Chief Executive
(Signed by Sarah C Legg, Chief Financial Officer
on behalf of Peter Wong Tung Shun)

1. The Issuer has filed the Annual Securities Report, which will be publicly available for one year; and
2. The aggregate principal amount of the Issuer's bonds that have been issued or distributed in Japan through the filing of a Securities Registration Statement or a Shelf Registration Statement within five years before the filing date of this Shelf Registration Statement (4 June 2014) is JPY 10 billion or more.

<Reference>

THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED (*HONKON SHANHAI GINKO*) JAPANESE YEN BONDS – FIRST SERIES (2013)

Issue Date: 20 June 2013

Aggregate Principal Amount: JPY 37.7 billion

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited
1 Queen's Road Central, Hong Kong

Incorporated in the Hong Kong SAR with limited liability

Page 1 / 1

2014年5月29日

関東財務局長 殿

会社名 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポ
レイション・リミテッド

代表者の役職氏名 副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォ
ン・ツン・シュン
(最高財務責任者であるサラ・C・レグがピ
ーター・ウォン・ツン・シュンに代わって署名
する。)

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成26年6月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債(2013)

(平成25年6月20日発行)

券面総額又は振替社債の総額 377億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（以下「当行」という。）は、1865年に香港と上海で創立され、世界で最大級の銀行および金融サービス組織であるHSBCグループの創立メンバー企業である。当行は香港で設立された最大の銀行であり、紙幣を発行している香港の銀行3行のうちの1行である。

当行およびその子会社（以下「当行グループ」という。）は、国際的な顧客基盤の財務的および資産運用ニーズに応じて、一連の個人向け、商業向けおよび法人向けのバンキングならびに関連した金融サービスを、アジア・太平洋地域における20の国および地域で、この地域での最大の国際的金融機関ネットワークで提供している。当行グループは、約68,000名の従業員（当行従業員は37,000名）を雇用している。

当行グループは、銀行業務および関連金融サービスを、香港とその他アジア・太平洋地域の2つの地域において顧客に幅広く提供している。顧客に提供する商品およびサービスは、グローバル・ベースの事業ごとに組織されている。

- ・リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント（RBWM）は個人顧客を担当している。当行グループは預金を受け入れ、トランザクション・バンキング・サービスを提供して、顧客の日常の資金管理および将来に備えた貯蓄を実現している。当行グループは、顧客の短期的または長期的な借入の必要性に対する支援を行うために、選択的に信用枠を提供することに加え、財務アドバイス、ブローキング、保険および投資サービスを提供して顧客が資産を管理し、保護する手助けをしている。
- ・コマーシャル・バンキング（CMB）は、高度な財務ニーズを有する法人および中堅企業の両方を担当するコーポレート・バンキングと、中小企業（SME）を担当するビジネス・バンキングの事業部門に分けることで、当行グループの対象顧客に応じて差別化されたサービスの提供を可能にしている。これにより、顧客企業が国内および海外の両方で成長する途上で継続的に支援を行うことが可能となり、また海外進出の意欲を持つ顧客に明確に焦点を絞ることを確保している。
- ・グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GB&M）は、顧客のニーズに合わせた財務ソリューションを、世界的規模において、主要な政府、法人および機関顧客に提供する。GB&Mは、顧客の財務ニーズを完全に理解するため、長期的な顧客関係管理アプローチを採用している。セクターに焦点を当てた顧客サービス・チームはリレーションシップ・マネージャーと商品スペシャリストで構成され、個別の顧客ニーズに応える財務ソリューションを策定する。
- ・グローバル・プライベート・バンキング（GPB）は、富裕層顧客およびその家族に対し、投資運用サービスおよび信託サービスを提供する。当行グループは、卓越した顧客サービスの提供、当行グループの全世界的な拠点の活用および包括的な一連のサービスの提供を通じて、顧客ニーズに応えることを目指している。

当行グループの主要な子会社

2014年12月31日現在の当行の主要な子会社は、以下に示す通りである。

2014年12月31日現在

社名	設立国	保有割合 (間接保有)	主要な 事業の内容	自己資本額	連結または 非連結
ハンセン・バンク・ リミテッド	中華人民共和国 香港特別行政区	62.14%	バンキング	9,658百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (チャイナ) カンパニー・リミテッ ド	中華人民共和国	100%	バンキング	15,400百万 人民元	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク・マレーシア・ ブルハド	マレーシア	100%	バンキング	115百万 マレーシア・ リンギット	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク・オーストラリ ア・リミテッド	オーストラリア 連邦	(100%)	バンキング	811百万 豪ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (台湾) リミテッド	台湾	(100%)	バンキング	34,800百万 台湾ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ インシュアランス (アジア) リミテッド	中華人民共和国 香港特別行政区	(100%)	保険	2,798百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ ライフ (インターナシ ョナル) リミテッド	バミューダ諸島	(100%)	退職給付 および 生命保険	4,178百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (ベトナム) リ ミテッド	ベトナム	100%	バンキング	7,528,000百 万ベトナムド ン	会計目的上 連結

2014年12月31日現在で、当行は上記の他に概ね146社の子会社を有していた。

当行の直接の親会社はオランダで設立された中間持株会社であるエイチエスビーシー・アジア・ホールディングス・ビーヴィであり、当行の全株式を所有している（株式の100%を直接保有している）。エイチエスビーシー・アジア・ホールディングス・ビーヴィの登録住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番である。

当行の最終親会社は、HSBCグループの持株会社であるエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーであり、同社は英国で設立され、当行の株式の100%を間接所有している。エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーは、4つの中間持株会社を通じて、当行の株式を保有している。

エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの登録事務所の住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番で、2014年12月31日現在の株主資本合計は190,447百万米ドルである。

スチュワート・T・ガリバー、ラウラ・チャ・メイ・ルンおよびピーター・ウォン・ツン・シュンは、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの取締役またはグループ・マネージング・ディレクターを兼任している。

2 主要な経営指標等の推移

連結

	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
各事業年度（百万香港ドル）					
正味営業収益（貸倒損失控除前）	173,389	202,596	162,267	147,170	131,566
税引前当期純利益	111,189	144,756	108,729	91,370	77,885
株主に帰属する利益	86,428	119,009	83,008	67,591	57,597
各年度末現在（百万香港ドル）					
株主資本	557,835	480,809	437,399	340,824	320,130
資本合計	608,346	522,224	473,078	371,343	347,435
自己資本ベース合計	425,037	378,110	272,892	246,206	236,720
顧客からの預金	4,479,992	4,253,698	3,874,884 ¹	3,565,001 ¹	3,313,244 ¹
資産合計	6,876,746	6,439,355	6,065,327	5,607,480	5,039,918
諸比率（%）					
平均株主資本利益率	16.9	25.9	21.9	21.6	21.1
平均総資産の税引後利益率	1.39	2.08	1.54	1.34	1.33
費用対効果比率	42.1	33.9	42.4	46.1	45.8
純利ざや	1.91	1.94	1.96	1.91	1.83
自己資本比率					
- 普通株式等 Tier 1 資本	14.4	14.1	-	-	-
- Tier 1 資本	14.4	14.1	-	-	-
- 総資本	15.7	15.2	-	-	-
- 中核的自己資本	-	-	13.7	12.4	11.7
- 自己資本充足度	-	-	14.3	14.6	14.7

1 2014年1月1日から非トレーディングのリバース・レポ取引およびレポ取引は、貸借対照表上の別項目にて表示されることとなり、2013年の比較対象数値は修正再表示されている。2012年までの数値は修正再表示されていない。